

## 1. 令和7年度 木造住宅振興に対する関連予算又は助成制度

項目	概要	備考
都道府県名	北海道	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	北海道庁水産林務部林務局林業木材課	
担当部署	利用推進係	
電話番号	011-204-5492	
事業名	「HOKKAIDO WOOD HOUSE」認定制度	
事業の概要		
【概要】 北海道産の木を使って建てられた住宅で、一定の基準を満たした住宅を「HOKKAIDO WOOD HOUSE」として認定する。 この制度は、HOKKAIDO WOODブランドを活用して道産木材製品の魅力を発信し認知度の向上を図るとともに、建築物の木造化・木質化を推進することで道産木材製品の利用が広がっていくことを目的とする。		
【認定基準】 ・国内の戸建て住宅(什器やウッドデッキ・外構・木塀のみを施工した場合を除く。) ・原則として、構造材や内装材、外装材に道産木材製品(合法木材証明制度により産地が北海道内であると証明されているもの)を使用し、PR効果が高い住宅 ・原則として、2019年4月以降に竣工、または竣工予定の住宅		
【推奨基準】 推奨基準は、道産木材製品の更なる使用と、性能の高い住宅の建築を促進することを目的として設定しています。 ・上記の認定基準を満たす住宅 ・延べ床面積1m <sup>2</sup> あたり0.1m <sup>3</sup> 以上の道産木材製品を使用した住宅 ・ZEH水準(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6)に適合する住宅		
【認定申請者】 ・当該住宅の建築主・設計者・施工者のいずれかであること ・当該住宅の設計者・施工者のいずれかがHOKKAIDO WOOD(以下、「HW」という。)メンバーに登録していること ・HWブランドを積極的にPRする意欲のある者であること ※「HOKKAIDO WOOD」は道産木材製品のブランド名称。HOKKAIDO WOOD公式サイト参照( <a href="https://hokkaidowood.com">https://hokkaidowood.com</a> )		
【金利優遇】 推奨基準を満たす認定住宅は、次の金融機関について住宅ローンの金利優遇を受けることができる。 ○北洋銀行「ほくようゼロカーボン応援プラン」 対象住宅:「HOKKAIDO WOOD HOUSEの推奨基準」を満たした住宅 ○北海道銀行「道銀カーボンニュートラル住宅ローン」 対象住宅:「HOKKAIDO WOOD HOUSEの推奨基準」を満たした住宅 ○北海道労働金庫「ろうきん住宅ローン『ゼロカーボンプラン』」 対象住宅:「HOKKAIDO WOOD HOUSEの推奨基準」を満たした住宅		

項目	概要	備考
都道府県名	北海道	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	北海道庁水産林務部林務局林業木材課	
担当部署	利用推進係	
電話番号	011-204-5492	
事業名	道産木材住宅建設促進事業	
事業の概要		
【概要】 住宅分野における道産木材の利用促進を図るため、道産木材を利用した住宅の「新築・増改築に係る費用」に対して補助を行う事業。		
【補助要件】 1. 補助対象者 HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者 ※HOKKAIDO WOOD HOUSE(以下、「HWH」という。)建築推進業者認証制度は、HWHを積極的に建築しPR等を行っていただく工務店や設計事務所等を、北海道が認証する制度。		
2. 対象住宅 次の要件を全て満たすもの ・道内に建築する一戸建て(持家住宅に限る) ・延床面積1m <sup>2</sup> あたり0.1m <sup>3</sup> 以上の道産木材を利用していること ※住宅の延床面積は各階の床面積の合計であることから、外構施設である車庫等、自動車や自転車用の施設の面積は含めない。 ・延床面積が70m <sup>2</sup> 以上であること(増改築の場合は、増改築する部分が対象) ・令和7年4月1日以降に工事が行われ、令和8年1月末までに完了(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する検査済証の交付年月日を工事の完了日とする)する住宅であること ・国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと		
3. 補助額 定額20万円／棟		
4. 木材利用証明方法 木材利用量……平面図、矩計図、立面図、パース図、積算内訳書、仕様書等 道産木材利用…合法木材証明書、納品書、伝票、設計図面など		

項目	概要	備考
都道府県名	北海道	
市区町村名	美幌町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	美幌町役場	
担当部署	建設部建設課建築グループ	
電話番号	0152-77-6553	
事業名	美幌町住宅リフォーム促進補助事業	
事業の概要		
【R7予算】		
	3,460万円	
【内容】	美幌町に居住または居住しようとする方がリフォーム工事(工事費30万円以上)をする場合、工事費の20%(上限50万円)を補助します。	
【対象要件】		
○対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本町に住所を有する方又は本町に住所を有しようとする方。</li> <li>●リフォーム工事を行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住している方又はリフォーム工事完了後に居住する方。</li> <li>●過去5年間、美幌町住宅リフォーム促進補助金を受領していない方。</li> </ul>	
○対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の増築及び改築工事。</li> <li>●壁紙の貼り替え、外壁の塗装、水回りなどの改修工事。</li> <li>●断熱化、二酸化炭素の排出が少ない設備機器の設置工事。</li> <li>●電気自動車等用の充電設備設置工事、V2H充放電設備設置工事。</li> <li>●太陽光発電設備設置工事、太陽光発電設備と接続する定置用蓄電池設備設置工事。</li> </ul>	
【実績】	補助事業開始年の平成23年度以降、1,633件の利用があります。	

項目	概要	備考
都道府県名	北海道	
市区町村名	雄武町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	建設水道課建築指導係	
電話番号	0158-84-2121	
事業名	雄武町快適住まいづくり促進事業	
事業の概要		
【事業の概要】		
○新築工事及び新築建て売り住宅については、対象床面積1m <sup>2</sup> 当たり15,000円とし、補助金の上限は200万円まで。ただし、町外業者の施工の場合は2分の1の補助。		
加算項目		
①新築工事又は住宅を購入する場合、同居する中学生以下の子供1人に対し20万円を加算。		
②オホーツク総合振興局管内認証木材を使用した新築工事の場合は、認証木材使用量1m <sup>2</sup> 当たり15,000円を加算。		
【予算額】		
○47,500千円(中古住宅の購入や増改築、改修工事の補助額を含む)		
【木材利用証明方法】		
○完了届提出書類に管内認証木材の出荷証明書の添付による確認。		

項目	概要	備考
都道府県名	北海道	
市区町村名	滝上町	
問い合わせ先	tooru-moriya@town.takinoue.lg.jp	
担当部署	農林建設課(建設担当)	
電話番号	0158-29-2111	
事業名	「ずっと住まいるたきのうえ」支援事業	
事業の概要	<p>滝上町は地域活性化対策の一環として、SGEC認証木材の活用推進を図っています。</p> <p>SGEC認証材は、道内で適切に管理が行われている認証森林から産出された木材を、加工・流通過程において適正管理のもと生産された信頼のおける製品です。</p> <p>本事業は、安心・安全なSGEC認証材を積極的に活用し、町内に住宅を新築、取得する者に対して建設奨励補助を行うことにより、町民の定住と美しい自然環境と調和した街並みの形成を促進するとともに、地材地消による人と森・山と町を結ぶ循環型社会の形成のもと地域経済の活性化を推進することを目的とします。</p> <p>滝上町住宅マスターPLANの基本理念である「童話村の安定した暮らしを支える住まいづくり」をコンセプトとし、住宅施策の基本にある既存の住宅建設奨励制度の見直しを行い、町民だけでなく転入希望者を含めたより多くの人が本町に住み続けられる定住化の促進をめざす仕組みづくり、また童話村の特色ある住環境づくりとして地域で生産される木材や木製品を活用した住まいづくりや、木のぬくもり優しさを感じる居住環境の創出をめざし、積極的に取り組んでいます。</p>	
【内容】	<p>補助対象はSGEC認証材を総使用量50%以上使用した床面積60m<sup>2</sup>以上の住宅          床面積60m<sup>2</sup>以上90m<sup>2</sup>未満の住宅200万円／棟          床面積90m<sup>2</sup>以上の住宅300万円／棟</p>	

項目	概要	備考
都道府県名	青森県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	rinsei@pref.aomori.lg.jp	
担当部署	農林水産部林政課林産振興グループ	
電話番号	017-734-9517	
事業名	「A-wood」需要拡大事業	
事業の概要	予算額:40,000千円	
助成条件:		
(1)補助対象は次の全てを満たす者とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受け、県内に事業所を有している者。</li> <li>・青森県「A-wood」事業者登録を受け、自らが施工する建築物において県産材の使用を前提としている者。</li> </ul>	
(2)補助対象経費	<p>建築物の新築工事、リフォーム(増築・改築・修繕・模様替)工事、内装・外装木質化工事、外構工事における県産材の使用に要する経費。(ただし、外構工事については建築物の工事を伴うものに限る。)</p>	
(3)補助の要件	<p>県産材を1棟につき1m<sup>3</sup>以上使用すること。(国及び地方公共団体が整備する建築物を除く。)</p>	
(4)補助金の額	<p>県産材の使用量1m<sup>3</sup>につき5万円、1棟当たり50万円を上限に補助する。</p>	
木材利用証明方法	製材事業者が発行する納品書及び合法木材証明書で確認	

項目	概要	備考
都道府県名	岩手県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林水産部林業振興課	
担当部署	木材担当	
電話番号	019-629-5773	
事業名	いわて木づかい住宅普及促進事業	
事業の概要	一定以上の県産木材を使用した住宅の新築やリフォームについて補助金を交付するもの	
1 目的	県産木材の利用を促進するため、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援します。	
2 対象者		
(1)県内に自ら居住するため、住宅を新築・購入する方		
(2)県内に自ら居住するため、県内に所有する住宅をリフォームする方		
3 補助額	【補助額の全体イメージ】	
(1)基本額	<p>「県産木材」の使用量に応じて補助</p> <p>(2)JAS材等加算 JAS材又は森林認証材を使用した場合に補助額を加算</p> <p>(3)次世代木材利用創出加算 18歳未満の子どもがいる世帯に対して補助額を加算 (補助金交付申請時点で妊婦がいる世帯も対象です。)</p> <p>(4)省エネ+バリアフリー加算 別事業「住みたい岩手の家づくり促進事業」による加算</p>	
4 木材利用証明方法	<p>岩手県産材証明登録者が交付する、 産地証明書によって確認</p>	
5 予算額	30,941千円	

■補助金額		
【基本額】		
県産木材の使用量に応じて		
構造材等の部分に使用 10m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満 又は 仕上材等の部分に使用 20m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満		10万円
構造材等の部分に使用 20m <sup>3</sup> 以上 又は 仕上材等の部分に使用 30m <sup>3</sup> 以上		15万円
【加算額】		
① JAS材又は森林認証材を使用 要件：使用する県産木材の内、JAS材等の使用量50%以上		+ 5万円
② 18歳以下(高校生以下の)の子どもがいる世帯 (妊婦がいる世帯も対象)		+ 10万円
③ 住みたい岩手の家づくり促進事業※併用可、下記参照 要件：「省エネ性能証明書」又は「バリアフリー性能証明書」の取得		+ 10又は20万円

項目	概要	備考
都道府県名	岩手県	
市区町村名	盛岡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	都市整備部 建築指導課	
担当部署	防災係	
電話番号	019-601-3387	
事業名	木造住宅耐震診断支援事業	
事業の概要	地震発生時における木造住宅の倒壊によるさまざまな被害を軽減するため、市内の木造住宅について、診断希望者に診断士を派遣し、耐震診断を実施。	
【予算額】	一戸あたり31,429円(本人負担額3,143円) × 10件	
【事業要件】	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 在来軸組工法又は伝統的工法の一戸建てで地上階数2以下のもの	

項目	概要	備考
都道府県名	岩手県	
市区町村名	盛岡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	都市整備部 建築指導課	
担当部署	防災係	
電話番号	019-601-3387	
事業名	木造住宅耐震改修支援事業	
事業の概要	木造住宅耐震診断の結果、一定の評価に合致する住宅の耐震改修希望者に対し費用助成し、耐震補強工事を実施。	
【予算額】	補助対象限度額1,437,500円(本人負担額1/5) × 1件	
【事業要件】	<p>昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅            耐震診断で総合評点が1.0未満            所有者が居住する住宅</p>	

項目	概要	備考
都道府県名	岩手県	
市区町村名	盛岡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	盛岡市農林部林政課	
担当部署	林政企画係	
電話番号	019-626-7541	
事業名	盛岡市市産材利用住宅支援事業	
事業の概要	概要: 市産材を利用した住宅の新築・増改築・リフォーム工事にかかる経費について、市産材1m <sup>3</sup> につき1万3,000円を乗じた額を補助する。(上限30万円)	
今年度予算額	2,158,000円	
助成条件	<p>県産材・市産材の使用量に係る条件はない。            事業の完了後、補助対象物件に届出者本人が居住すること。</p>	
木材利用証明方法	基本的には、岩手県産材認証推進協議会の発行する岩手県産材产地証明書。	

項目	概要	備考
都道府県名	岩手県	
市区町村名	大船渡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	大船渡市役所	
担当部署	都市整備部住宅管理課	
電話番号	0192-27-3111	
事業名	令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災者住宅再建支援事業補助金	
<b>事業の概要</b>		
令和7年大船渡市大規模林野火災(以下、「林野火災」という。)により被災した市内の住宅の早期再建に資するため、住宅を滅失した者が行う大船渡市内における自己の居住する住宅の新築又は購入に対し、一定の範囲内で補助金を交付いたします。		
<b>【交付対象】</b>		
以下の条件をすべて満たすものが対象です。		
・原則として住家のり災証明書の被災程度が半壊以上である者が、自己が居住するための住宅を新築もしくは購入するもの		
※購入する場合は、令和7年3月10日以降に建築確認済証を取得したものに限ります		
・被災した住宅を滅失していること※ 公費解体又は自己負担にて適切に解体撤去処分していること		
・10立方メートル以上の県産材を使用しているもの		
・市内事業者と直接契約して住宅再建をおこなうもの		
・当該事業における補助金額の確定通知を受けて、令和8年3月19日までに補助金交付請求が提出されるもの		
・同一のり災証明書にて当該補助金を受けていないこと		
※1つのり災証明書につき、1回の補助となりますので、世帯分離する際は何れかの1世帯が対象となります。		
<b>【補助金額】</b>		
県産材の使用量が10m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満の場合 60万円		
県産材の使用量が20m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満の場合 80万円		
県産材の使用量が30m <sup>3</sup> 以上の場合 100万円		

項目	概要	備考
都道府県名	岩手県	
市区町村名	大船渡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	大船渡市役所	
担当部署	農林水産部農林課	
電話番号	0192-27-3111	
事業名	地域材利用促進事業費補助金	
<b>事業の概要</b>		
気仙産材を使用して市内に住宅を新築・増改築する人に対し、建築費用の一部を助成。		
1 予算額	200万円	
<b>2 助成条件</b>		
・ 新築: 気仙産材を5m <sup>3</sup> 以上使用すること。 ・ 増改築: 気仙産材を1m <sup>3</sup> 以上使用すること。		
<b>※ 気仙産材</b>		
大船渡市、陸前高田市または住田町のいずれかの区域内の森林から生産された木材。		
<b>3 補助額</b>		
気仙産材1立方メートルにつき1万円を乗じた額(上限50万円)		
<b>4 木材利用証明方法</b>		
岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度における岩手県産材産地証明書等、地域材であることを証する書類を申請または実績報告時に添付する。		

項目	概要	備考
都道府県名	宮城県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
担当部署	宮城県水産林政部林業振興課みやぎ材流通推進班	
電話番号	022-211-2912	
事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業(新築住宅支援)	
<b>事業の概要</b>		
宮城県では、宮城県産の木材を一定以上使用して住宅を建てる場合、費用の一部を助成しています。 地球温暖化の防止や森林整備の促進、健康で快適な住まいづくりなどに大きく寄与する木材の利用を進めるため、「みやぎ環境税」を活用して実施しています。		
【募集件数】 新築住宅支援:約400件(子育て世帯又は県外からの移住世帯は約120件) 内装・木製品:約60件(子育て世帯又は県外からの移住世帯は約30件)		
【応募の要件(いずれにも該当すること)】 ・県内に自ら居住するために木造住宅を新築すること。 ・県税の滞納のない方であること。 ・建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。 ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。		
【補助の対象となる住宅の条件】 ・自ら居住用とするため、県内に新築する一戸建て木造住宅であること。 ・県内に本社や支社・支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。 ・軸組工法の場合:主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上使用すること。 ・枠組壁工法の場合:主要構造部材に宮城県産材を30%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を20%以上使用すること。 ・主要構造部の要件を満たした上で、内装に、宮城県産材を50%以上かつ1立米以上使用すること。(内装の補助を申請する場合) ・内装の要件を満たした上で、木製品配備に宮城県産材を50%以上使用すること。(木製品の補助を申請する場合) ・令和8年3月31日までに主要構造部材の施工が完了(内装・木製品配備を申請した場合は、対象経費の支払いが完了)し、宮城県産材及び県産JAS製品又は優良みやぎ材使用量並びに現地の確認が可能であること。		
【補助金額】 ○主要構造部 <一般> 宮城県産材1立米あたり28千円(子育て世帯又は県外からの移住世帯は42千円)、上積みとして、優良みやぎ材1立米あたり8千円を補助します。ただし、宮城県産材に対する補助金額と優良みやぎ材に対する補助金額の合計は1棟あたり50万円を上限とします。(子育て世帯又は県外からの移住世帯は上限75万円。)加えて、県産JAS製品又は県産森林認証材を使用した場合はそれぞれ1立米あたり8千円を補助します。 ○内装・木製品 補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)、また、子育て世帯又は県外からの移住世帯は、4分の3以内を補助します。(上限45万円)		

項目	概要	備考
都道府県名	宮城県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
担当部署	宮城県水産林政部林業振興課	
電話番号	022-211-2912	
事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業(住宅リフォーム支援)	
<b>事業の概要</b>		
宮城県では、宮城県産の木材を一定以上使用して住宅リフォーム(増改築等)する場合、費用の一部を助成しています。 地球温暖化の防止や森林整備の促進、健康で快適な住まいづくりなどに大きく寄与する木材の利用を進めるため、「みやぎ環境税」を活用して実施しています。		
【募集件数】 住宅リフォーム支援:約11件 【応募の要件(いずれにも該当すること)】 ・県内の増改築等する住宅の建築主であること。 ・県税の滞納のない方であること。 ・建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。 ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること(該当する場合のみ)。		
【補助の対象となる住宅の条件】 ・県内に増改築等する住宅であること。 ・県内に本社や支社・支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。 ・主要構造部材の他、内装や外装等に県産材を3m <sup>2</sup> 以上又は60m <sup>3</sup> 以上使用すること。 ・令和8年3月31日までに主要構造部材等の施工が完了し、宮城県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。		
【補助金額】 <一般> 宮城県産材1立米あたり28千円又は1平米あたり3千円を補助します。ただし、1棟あたり20万円を上限とします。		

項目	概要	備考
都道府県名	秋田県	
市区町村名	一	
問い合わせ先	秋田県農林水産部	
担当部署	林業木材産業課木材利用推進チーム	
電話番号	018-860-1915	
事業名	あきた材住宅販路強化事業	
事業の概要	県内外の住宅における秋田県産材のシェアを高めるため、県産材のPRと利用拡大に取り組む工務店グループ等を支援する。	
①あきた材県内住宅販路強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象:工務店グループ等</li> <li>・助成条件:県産材を一定率以上使用した住宅</li> <li>・助成額:県産材利用率74%以上 定額150千円／棟 " 50%以上 定額 70千円／棟</li> <li>・木材利用証明方法:木材販売者からの県産材納品証明書添付</li> </ul>	
②あきた材県外住宅販路強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象:あきた材パートナー(県外で「あきた材」の普及活動と利用に取り組む工務店等)</li> <li>・助成条件:県産材を一定量以上使用した住宅</li> <li>・助成額:構造材等 5m<sup>3</sup>以上 定額50千円／棟 内装材等10m<sup>2</sup>以上 定額50千円／棟</li> <li>・木材利用証明方法:木材販売者からの県産材納品証明書添付</li> </ul>	

項目	概要	備考
都道府県	山形県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	県土整備部建築住宅課	
担当部署	住宅対策担当	
電話番号	023-630-2154	
事業名	やまがた省エネ健康住宅新築支援事業	
事業の概要		
【対象者】	県内に自ら居住するために住宅を新築する、所得が1200万円以下の方	
【対象住宅】	<p>以下の全てを満たす住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所を有する個人事業者、県内に本店を有する法人事業者により施工された住宅</li> <li>・やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた住宅</li> <li>・「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を延べ面積(m<sup>2</sup>) × 0.1(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>) × 50%以上使用した住宅</li> </ul>	
【支援内容等】	<p>70万円(定額)を補助</p> <p>【木材利用証明方法】</p> <p>やまがた県産木材利用センターが実施する『「やまがたの木」認証制度』による販売管理票の写し等</p>	

項目	概要	備考
都道府県	山形県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	県土整備部建築住宅課	
担当部署	住宅対策担当	
電話番号	023-630-2154	
事業名	山形県住宅リフォーム支援事業	
<b>事業の概要</b>		
住宅のリフォーム工事を行う者に補助金を交付する事業を行う市町村への予算補助		
<b>【対象者】</b>		
各市町村の要綱による		
<b>【対象住宅】(市町村により条件追加あり)</b>		
県内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住するもの		
<b>【対象工事】(市町村により条件追加あり)</b>		
以下のいずれかの工事を含むリフォーム工事で、別に定める基準点の合計が10点以上となるもの(工事費が50万円未満は5点)		
1. 減災対策 防災ベッドを設置する工事、耐震シェルターを設置する工事等 2. 寒さ対策・断熱化 開口部の断熱化を行う工事、断熱材を設置する工事等 3. バリアフリー化 廊下や出入口の幅を拡張する工事、手すりを取り付ける工事等 4. 克雪化 雪止めを設置する工事、融雪設備を設置する工事等 5. 県産木材使用 県産木材を使用した工事		
<b>【支援内容等】(市町村により割増あり)</b>		
一般世帯:リフォーム工事費の1/10(上限12万円)を補助 移住・新婚・子育て世帯:リフォーム工事費の1/6(上限15万円)を補助 減災対策工事:リフォーム工事費の2/5(上限15万円)を補助		
<b>【木材利用証明方法】</b>		
やまがた県産木材利用センターが実施する『「やまがたの木」認証制度』による販売管理票の写し等		

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	山形市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	山形市役所	
担当部署	森林整備課	
電話番号	023-641-1212 内線448	
事業名	令和7年度環境貢献市産材支援家づくり事業費補助金交付要綱	
事業の概要		
1 事業概要	市産材の利用拡大に向けた取り組みの強化を図るとともに、豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を実現し、また本市が宣言したゼロカーボンシティの実現に資するため、市産材を使用して自己用住宅を新築した場合に補助を行う。	
2 事業内容	市産材を8m <sup>3</sup> 以上使用した自己居住用の戸建て住宅を新築する者に対し、補助を行う。移住世帯、子育て世帯、三世代世帯のいずれかに該当した場合や、市産材を一定量以上 使用した場合、新築する戸建て住宅に新規に購入した薪ストーブ等を設置した場合に加算あり。(別表参照)	
(1)世帯加算枠(該当する場合10万円加算)		
ア 移住世帯	交付申請時点の住所が山形市外にある世帯(令和6年4月1日以後に山形市から転出した世帯を除く。)で、かつ、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、この市に住民登録をする世帯又は 交付申請時点の住所が市内にある世帯で、かつ、令和5年4月1日以後にこの市に住民登録をした世帯(当該住民登録の日前10年の全期間において、山形市外に居住していた世帯に限る。)	
イ 子育て世帯	満18歳以下の世帯員が3人以上含まれ、父母又は祖父母のいずれかが同居する世帯	
ウ 三世代世帯	直系親族三世代が同居し、かつ満18歳以下の世帯員がいる世帯	
(2)環境貢献加算	市産材10立方メートル以上12立方メートル未満使用の場合10万円、市産材12立方メートル以上使用の場合20万円の加算	
(3)薪ストーブ等設置加算	薪ストーブ、ペレットストーブ、ボイラーを新築に合わせて設置の場合10万円	
3 令和7年度事業計画		
・募集:4月23日から先着順受付		
・補助件数:20棟 13,400千円		
(内訳)		
・補助基礎額 20棟 10,000千円		
・世帯加算 10件 1,000千円		
・環境貢献加算		
市産材使用 10m <sup>3</sup> 以上12m <sup>3</sup> 未満 700千円		
市産材使用 12m <sup>3</sup> 以上 1,400千円		
・ストーブ設置加算 300千円		
4 市産材の証明方法	申請時の提出書類の「山形市産材使用明細書」をもとに製材業者で市職員が市産材確認を行う。 実績報告時には「市産材の生産・流通履歴が確認できるもの(やまがたの木認証制度に伴う販売管理票の写し等)」を添付	

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	真室川町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	真室川町企画課、町民課	
担当部署	政策・DX推進係、住民係	
電話番号	0233-62-2050	
事業名	真室川町東町宅地分譲地販売	
事業の概要		
【対象者】		
・分譲地の所有権移転登記日から3年以内に居住用住宅を建築し、住所を定めることができる若者世帯。単身世帯及び一人親世帯は対象外。		
・分譲地に係る建築物の建築協定書に同意できる方		
・町税等を滞納していない方		
・分譲地購入者及び同居しようとする者全員が真室川町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない方		
【売り払いの要件】		
①1世帯1区画の購入 ②居住用の住宅を建築するための購入 ③分譲地に係る建築物の建築協定書の締結		
【東町分譲住宅建築支援】		
①住宅新築補助 500,000円(定額) ②三世代同居補助 500,000円(定額) ③町移住支援補助 500,000円(定額) ④町内事業者活性化支援補助 500,000円(定額) ⑤町内製材木材使用補助 1,000,000円(限度額) ⑥下水道整備補助 500,000円(限度額)		
【そのほか利用可能な支援】		
①太陽光発電装置設置補助 200,000円(限度額) ②ペレットストーブ等購入設置補助 ペレットストーブ等:100,000円(限度額) ペレットボイラー:200,000円(限度額) ③首都圏等移住支援金 単身世帯:600,000円(定額) 複数人世帯:1,000,000円(定額)+18歳未満人数×1,000,000円		

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	小国町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	地域整備課	
担当部署	建設管理担当室	
電話番号	0238-62-2431	
事業名	小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付事業	
事業の概要		
小国産木材等を使用して町内に建築される住宅に対し経費の補助を行う。		
・予算額 1,000千円		
・助成金額 補助割合20%以内、上限50万円		
・補助条件:下記の(1)~(3)の全てを満たすこと。 (1) 小国産木材等を使用し、施工されるものであること。 (2) 町内外の製材業者より納入された材料を使用するものであること。 (3) 町内の建築業者により施工されるものであること。		
・木材利用証明方法: 木材製品の納品伝票で確認		

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	白鷹町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	白鷹町建設課	
担当部署	都市・住宅係	
電話番号	0238-85-6139	
事業名	白鷹町住宅リフォーム支援事業補助金	
事業の概要		
住宅のリフォーム工事を行う者に補助金を交付するもの		
【対象者】県内業者と工事請負契約する者(新築工事を除く)。町税等を滞納していない者。		
【対象住宅】白鷹町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物		
【対象工事】50万円以上のリフォーム工事。山形県が別に定める基準点の合計が10点以上となる要件工事。		
【補助率内訳等】		
・一般世帯はリフォーム工事費の1/10、上限12万円		
・移住、子育て、新婚世帯はリフォーム工事費の1/3、上限30万円		
・自らが居住する空き家をリフォームする場合は25万円を加算。(中古住宅診断を未実施の場合は20万円。)		
【木材利用証明方法】		
・やまがた県産木材利用センターが実施する『「やまがたの木」認証制度』による証明書の写し等		

項目	概要	備考
都道府県	山形県	
市区町村	金山町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	環境整備課	
担当部署	建設・景観係	
電話番号	0233-29-5628	
事業名	街並み景観助成金	
事業の概要		
・予算額 R7年度:3,000千円		
・補助金額 補助率1/3、上限100万円		
・助成条件 金山町の風景と調和した街並み景観条例第7条の規定による届け出によって、金山町街並み景観形成基準に概ね合致するとの確認を受け、完成後の外観審査によってその合致状況が確認された住宅に対し、最大100万円(住居以外は最大40万円)の助成を受けることが可能。		
※既存の鉄板系サイディング等を杉板張り等に張り替える工事に対しても助成を受けることが可能		
※外壁の材料として、杉板張り、しつくい、土壁、モルタル等の塗る壁としている。		
※構造等については、在来軸組工法等による、木造住宅であること。なお、混構造の場合は、風景と街並みに調和した、均等のとれたものとする。		
※R7年度からは風景と街並みに調和した既存建物の再塗装、改修等についても、町内業者に委託する場合に限り助成対象とした。		
・木材利用証明方法など 現地確認及び、確認申請書類による確認。		

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	金山町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	環境整備課	
担当部署	建設・景観係	
電話番号	0233-29-5628	
事業名	金山町「やまがたの木」活用住宅奨励補助金	
事業の概要		
・予算額	R7年度: 150千円(補助額定額15万円)	
・助成条件	住宅に使用する構造材の80パーセント(体積比)以上の県産木材を使用すること。なお、構造材の材積は、住宅の延べ床面積1平方メートルにつき、0.1立方メートルとし、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。 金山町の風景と調和した街並み景観条例第7条の規定による届出によって、金山町街並み景観形成基準に概ね合致するとの確認を受け、完成後の外観審査によってその合致状況が確認されたもの。	
・木材利用証明方法	購入する木材又は購入した木材が県産木材であることが確認できる書類 購入する木材又は購入した木材の量が確認できる書類 構造に木材を使用していることが確認できる写真	

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	鶴岡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	建設部 建築課 住宅支援係	
電話番号	0235-35-1428	
事業名	鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金	
事業の概要		
●予算額	72,900,000円	
●助成条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が居住する住宅(店舗を除く)の工事であること</li> <li>・対象工事費が30万円以上(税込)であること</li> <li>・基準点が10点(工事費が50万円未満の場合は5点)以上の要件工事を含むこと</li> <li>・着工又は完了していないこと(交付決定後に着工可能)</li> <li>・申請時に本市に住所があるか、実績報告までに本市に転入し居住すること</li> <li>・市内業者と工事請負契約をすることなど</li> </ul>	
●補助額	<p>【移住・新婚・子育て世帯】工事費の20% 上限30万円            【一般世帯】工事費の10% 上限20万円</p> <p>内容による加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>鶴岡産材の使用(構造材1.5m<sup>3</sup>以上または仕上材0.3m<sup>3</sup>以上) +5% 上限10万円</u></li> <li>・福祉世帯 (65歳以上の高齢者のみの世帯で住民税非課税世帯などの世帯が行うバリアフリー工事) +5% 上限10万円</li> <li>・多子世帯(平成18年4月2日以降に出生した子が3人以上いる世帯) +5% 上限10万円</li> <li>・空き家活用 +5% 上限10万円</li> </ul> <p>※中心市街地活性化区域内の場合 +10%万円 上限20万円</p> <p>【耐震改修】(昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震改修工事) 工事費の1/3 上限60万円</p> <p>【特別枠】(移住世帯かつ空き家活用) 工事費の20% 上限200万円            【中心市街地特別枠】(移住・新婚・子育て世帯かつ中心市街地に所在する空き家活用) 工事費の30% 上限300万円</p>	
●木材利用証明方法	<p>実績報告書提出時に下記の資料を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材内訳書</li> <li>・「やまがたの木」認定事業者認定書の写し</li> <li>・「やまがたの木」認定制度の販売管理票の写し</li> <li>・木材搬入時、着工前・施工中・完成後の写真</li> </ul>	

項目	概要	備考
都道府県名	山形県	
市区町村名	鶴岡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	建設部 建築課 住宅支援係	
電話番号	0235-35-1428	
事業名	地域住宅活性化事業補助金	
事業の概要		
●予算額	6,000,000円	
●助成条件	<p>下記の事業を行つるおか住宅活性化ネットワークに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴岡産材普及促進事業補助 鶴岡産材を使用した『つるおか住宅』を建築した場合、木材購入費用の一部を支援 一般枠: 200,000円(7件) 移住・新婚・子育て枠: 250,000円(8件) 中心市街地枠: 500,000円(5件)</li> <li>・技能検定受験補助 大工等の技術技能者の育成するため、技能検定試験の受験費用を支援(上限1万円)</li> </ul>	
●補助額	6,000,000円	(鶴岡産材普及促進事業補助 5,900,000円・技能検定受験補助 100,000円)
●木材利用証明方法	<p>実績報告書提出時に下記の資料を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴岡産材等木材内訳書 「やまがたの木」認定制度の販売管理票の写し</li> <li>・軸組み完了時の写真</li> </ul>	

項目	概要	備考
都道府県	福島県	
市区町村	南会津町	
問い合わせ先		
担当部署	農林課林業振興係	
電話番号	0241-62-6220	
事業名	南会津町町産材利用住宅促進事業	
事業の概要		
○概要	町産材の地産地消による安定的な木材需要の確保及び地域経済の活性化を目的として、町産材を使用して住宅を建築する施主に対して、補助金を交付する。	
○背景	南会津町の総面積の92.1%は森林が占めている。平成29年度に「林業成長産業化地域創出モデル事業」の林業成長産業化地域として選定。 カラマツ材・広葉樹材等のブランド化による地域・林業の活性化を目指すため、11の重点プロジェクトを計画し、本事業はその一つに位置づけ	
○支援の対象者	施主が町内に住民登録されているか、竣工後に速やかに住民登録を確約できること	
○支援に必要な主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施主が町内の工務店等と新築、増築又は改築の工事に係る契約を締結すること</li> <li>・建築する住宅が申請年度末日までに竣工し、引受ができること</li> <li>・施主が建築する住宅の所有者で、竣工から5年以上居住すること</li> <li>・建築する住宅が専用住宅又は併用住宅(専用住宅部分が2分の1以上)であること</li> <li>・新築にあっては5m<sup>3</sup>以上、増築及び改築にあっては2m<sup>3</sup>以上の町産材を使用すること</li> </ul>	
○支援額	施主へ町産材の使用量に応じて補助金を交付。薪ストーブを導入する場合は、加算。 新築、増築又は改築 町産材1m <sup>3</sup> あたり50,000円 上限1,000,000円 加算 薪ストーブを1台以上設置する場合 200,000円	

項目	概要	備考
都道府県	福島県	
市区町村		
問い合わせ先		
担当部署	土木部建築指導課	
電話番号	024-521-7528	
事業名	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	
事業の概要		
○予算	令和7年度 42,400千円	
○事業概要	福島県産木材や森林認証材を使って住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、木材使用量に応じ、県産品等と交換できるポイント(20万~50万ポイント。1ポイントは1円相当)を交付する。	
	4m <sup>3</sup> 以上、8m <sup>3</sup> 未満: 20万ポイント 8m <sup>3</sup> 以上、15m <sup>3</sup> 未満: 30万ポイント 15m <sup>3</sup> 以上、20m <sup>3</sup> 未満: 40万ポイント 20m <sup>3</sup> 以上: 50万ポイント 上記に加え、森林認証材を一定量使用している場合、1棟あたり10万ポイントを加算する。 ポイントは900種類以上の県産品等と交換可能。	
○交付要件	柱・梁・土台等に所定量の県産材を使用されている木造住宅 県内に主たる営業所がある業者により施工されているもの 事業実施年度内に完成したもの	

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名		
問い合わせ先	土木部都市局住宅課	
担当部署	土木部都市局住宅課	
電話番号	029-301-4759	
事業名	茨城県地域住宅産業活性化支援事業補助金	
事業の概要	地域における住宅供給の主体である大工・工務店等の地域住宅産業界の活性化を支援することで、良質な木造住宅の供給促進と県産材の需要拡大を図るもの。	
1 予算額	2,700千円	
2 事業の内容	<p>①木造住宅供給関連事業者向け講習会の開催 (長期優良住宅やZEH住宅等省エネルギー住宅や耐震対策などの技術的講習会)</p> <p>②消費者向け情報発信等の催事 「いばらき地域適合型木造住宅コンペ」を実施し、その作品展を大規模集客施設にて開催 【コンペ対象要件】            -在来木造住宅            -地域材を構造材の全数量の50%以上使用 など  <b>【表彰:賞状及び副賞】</b>            -最優秀賞 30万円            -優秀賞 10万円            -リフォーム賞 10万円         </p>	

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名		
問い合わせ先	農林水産部林政課林産物振興グループ	
担当部署	農林水産部林政課林産物振興グループ	
電話番号	029-301-4026	
事業名	いばらき木づかいチャレンジ事業(住宅用木材生産・流通体制の構築)	
事業の概要	県産木材の利用が少ない横架材等の部材の生産・流通量の拡大を目指し、県内事業者による住宅建築用木材の生産・流通体制の構築を支援	
1 予算額	13,000千円	
2 主な助成条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材生産業者、製材業者、施工業者等によりチームを構成すること</li> <li>・茨城県内に建築される新築の一戸建て木造住宅であること。</li> <li>・建築基準法に適合した住宅であること。</li> <li>・チームに所属する施工業者により建築される住宅であること。</li> <li>・チームに所属する事業者により生産・流通される木材を利用した住宅であること。</li> <li>・建物全体で、県産木材の使用量が20m<sup>3</sup>以上の住宅であること。</li> <li>・以下に指定する部材に県産木材を100%使用する住宅であること。 土台・大引・管柱・通柱・梁・桁・母屋・棟木・束・間柱・窓台・まぐさ・垂木・筋違・破風板・野縁・貫・胴縁</li> </ul>	
3 木材利用証明方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用した木材の数量が確認できる図面、原木の産地が確認できる伝票等の写し等を提出</li> </ul>	
4 補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額補助(20万円/戸)(件数:50戸) なお、1チームあたりの助成額の積算対象となる住宅の戸数は20戸を上限とする。</li> </ul>	

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名	石岡市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	都市建設部建築住宅指導課	
担当部署	都市建設部建築住宅指導課	
電話番号	0299-23-5526	
事業名	石岡市木の住まい助成事業補助金	
事業の概要	定住人口の増加と市内の地域経済の活性化を目的として、市内在住者や市外から転入する子育て世帯(中学生以下の子)に対し、市内に本店を有する工務店及び設計事務所に施工及び設計監理を依頼した在来木造住宅の建築費の一部を補助する。	
【予算額】	7,400,000円	
【補助率】	住宅の建築に要する額の10%以内かつ50万円を限度 ※中心市街地に建築する場合には、補助額に10万円加算	
【助成条件】	<p>※いずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと。</li> <li>2.石岡市住まいづくり推進事業及び住宅建築に係る補助事業を利用しないこと。</li> <li>3.市内に本社又は本店を有する建設業者及び設計業者に施工及び設計監理を依頼するものであること。</li> <li>4.市外転入者が申請する場合は、申請日現在において当該申請者と同一の世帯に中学生以下の子が属しているまたは申請者が満20歳以上満45歳以下。</li> </ol> <p>&lt;対象となる住宅&gt;※いずれにも該当する住宅であること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.在来工法により建築されるものであって、建築する延べ床面積が70平方メートル以上であること。</li> <li>2.建築基準法に規定する確認済証及び検査済証が交付されるものであること。</li> </ol>	

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名	常陸大宮市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	中富町3135-6	
担当部署	農林振興課	
電話番号	0295-52-1111(内線205)	
事業名	常陸大宮市木造住宅建設助成金	
事業の概要		
林業振興と地域産業育成を図るため、市産材を使用した木造住宅の建築費用の一部を助成する。		
【予算額】 10,200,000円		
【補助率】 40,000円／m <sup>3</sup> （限度額60万円）		
【助成条件】		
1.市産材を5立方メートル以上使用すること		
2.常陸大宮市内の建築業者において施工すること		
3.市税等の滞納をしていないこと		
4.その他		
【木材利用証明方法】		
指定の様式に、製材会社の証明を記入		

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名	小美玉市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	都市建設部 都市整備課	
担当部署	都市建設部 都市整備課	
電話番号	0299-48-1111(内線1413)	
事業名	木造住宅耐震診断士派遣事業	
事業の概要		
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の一戸建て住宅に対し、自己負担2,000円で小美玉市が契約した茨城県木造住宅耐震診断士が自宅を訪問し一般診断を行うもの。		
令和7年度募集期間 令和7年度5月8日(木曜日)から令和7年9月30日(火曜日)		
【対象住宅】		
(1)昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の一戸建て住宅。(店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの)		
(2)従来工法および枠組壁工法によるもので、延べ床面積が30m <sup>2</sup> 以上。		
(3)その他要件あり。		
【対象要件】		
(1)過去にこの告示に基づく耐震診断を受けていないこと		
(2)所有者が市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していないこと。		
【自己負担】2,000円		

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名	小美玉市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	都市建設部 都市整備課	
担当部署	都市建設部 都市整備課	
電話番号	0299-48-1111(内線1413)	
事業名	木造住宅耐震改修工事補助金	
事業の概要	耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満とされた住宅の上部構造評点を1.0以上とする耐震設計・改修費用の一部を補助するもの。	
令和7年度募集期間	令和7年5月8日(木曜日)～令和7年6月30日(月曜日)	
【対象要件】	(1)茨城県木造住宅耐震診断士が耐震設計を行うものであること (2)所有者及びその同一世帯に属する者に市税の滞納がない者 (3)対象の住宅を所有している者 (4)耐震改修工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建築業者に請け負わせて行なうものであること (5)その他要件あり	
【補助額】	耐震設計から改修に伴う費用の80%(限度額100万円)	

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名	小美玉市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	都市建設部 都市整備課	
担当部署	都市建設部 都市整備課	
電話番号	0299-48-1111(内線1413)	
事業名	木造住宅除却費補助金	
事業の概要	耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満とされた住宅の除却費用の一部を補助するもの。	
令和7年度募集期間	令和7年5月8日(木曜日)～令和7年6月30日(月曜日)	
【対象要件】	(1)小美玉市立地適正化計画に定める居住誘導区域に存する住宅であること (2)所有者及びその同一世帯に属する者に市税の滞納がない者 (3)対象の住宅を所有している者 (4)除却工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建築業者に請け負わせて行なうものであること (5)その他要件あり	
【補助額】	木造住宅除却費用の23%(限度額50万円)	

項目	概要	備考
都道府県名	茨城県	
市区町村名	大子町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	建設課	
担当部署	建設課	
電話番号	0295-72-2611	
事業名	大子町木造住宅建設助成金	
事業の概要	林業の振興及び地域産業の育成を図るため、県産材を使用した住宅を町内に新築する者に対し費用を助成する。	
【予算額】	5,000,000 円	
【補助率】	床面積1m <sup>2</sup> につき10,000円を助成（限度額1,000,000円）	
【助成条件】	1.町内に自ら居住するための住宅を新築する 2.木材に茨城県産材を2分の1以上使用する 3.町内の建設業者が施工する 4.延床面積が50平方メートル以上の新築 5.市町村税等を滞納していない 6.原則、交付申請を行った年度末までに工事が完成する	
【木材利用証明方法】	・木びろい表を確認する ・上棟後、現地確認	

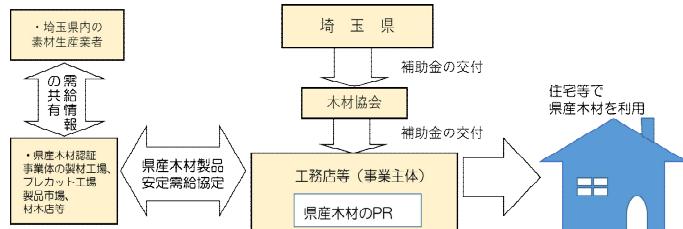
項目	概要	備考
都道府県	栃木県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	林業木材産業課	
電話番号	028-623-3277	
事業名	とちぎ材の家づくり支援事業	
事業の概要	一定量以上栃木県産出材を使用した新築、増築・改築木造住宅の建築に対して、建築主に県産出材使用量に応じた補助をする。	
●予算額	109,900千円(新築380戸(伝統工芸品等上乗せ60戸)、増築・改築10戸)	
●助成額	[新築]6m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> 未満 15万円／10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 未満 22.5万円／20m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 未満 37.5万円／30m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> 未満 52.5万円／40m <sup>3</sup> 以上 60万円 ※県産石材・県産漆喰・伝統工芸品使用で10万円の上乗せ [増築・改築]5m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> 未満 7.5万円／10m <sup>3</sup> ～15m <sup>3</sup> 未満 15万円／15m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 未満 22.5万円	
●助成条件	使用木材の55%以上、構造材の60%以上、梁・桁材の30%以上に栃木県産出材を使用／原則として軸組工法であること 使用木材のすべてが合法木材であること／延べ面積30m <sup>2</sup> 以上(新築のみ)／県税に滞納がないこと 等	
●木材利用証明方法	出荷証明書(県産出材証明印等)で確認	

項目	概要	備考
都道府県	栃木県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	林業木材産業課	
電話番号	028-623-3277	
事業名	とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業	
事業の概要	県外に建築される木造住宅で、栃木県産出材を10m3以上使用した場合に、栃木県産品（農林水産物、工芸品等）と交換できる「木材利用ポイント」を交付	
●予算額	15,000千円(150戸)	
●助成額	10万ポイント(10万円相当)	
●助成条件	県外に自ら居住するために建築される一戸建て木造住宅であること／県産出材を10m3以上使用すること 等	
●木材利用証明方法	県産出材・合法木材使用量等報告書（県産出材証明制度登録番号等）で確認	

項目	概要	備考
都道府県	栃木県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	環境森林部 林業木材産業課	
電話番号	028-623-3277	
事業名	とちぎ材の家づくり耐震支援事業	
事業の概要	栃木県内において、市町村の助成事業を活用して耐震建替を行う住宅で、建替後の構造が木造で、かつ県産出材を10m3以上使用した場合に補助	
●予算額	6,000千円(60戸)	
●助成額	10万円	
●助成条件	現地建替であること／県産出材を10m3以上使用すること 等	
●木材利用証明方法	県産出材証明制度登録番号等で確認	

項目	概要	備考
都道府県名	栃木県	
市区町村名	鹿沼市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	経済部林政課木のまち推進係	
担当部署	経済部林政課木のまち推進係	
電話番号	0289-63-2186	
事業名	鹿沼産木材による住宅・店舗等建築助成制度	
事業の概要		
○予算額	5,400千円	
○助成方法	報奨金(市内店舗で使用可能な商品券)	
【市内の場合】		
・報奨金の額は、定額部分と加算部分とを合算した額(最大50万円)		
・定額分:対象となる下記条件をすべて満たす場合、最大20万円		
・加算分:鹿沼産森林認証材を使用する場合		
□5立方メートル以上10立方メートル未満 認証材を使用して5万円の追加		
□10立方メートル以上15立方メートル未満 認証材を使用して10万円の追加		
□15立方メートル以上20立方メートル未満 認証材を使用して15万円の追加		
□20立方メートル以上25立方メートル未満 認証材を使用して20万円の追加		
□25立方メートル以上30立方メートル未満 認証材を使用して25万円の追加		
□30立方メートル以上 認証材を使用して30万円の追加		
【市外の場合】		
・定額10万円(認証材による加算なし)		
○助成条件		
・市内に自らが居住するために、新築・改築・増築・リフォームする木造住宅所有すること(建売は除く)		
・市内に自らが所有し又は管理する、新築・改築・増築・リフォームする店舗、事務所、施設等		
・申請者が本市に納める地方税等の滞納がないこと		
・住宅の要件を満たし、構造材、下地材、造作材、内装材及び家具に鹿沼産木材が5立方メートル以上使用され、使用木材量の60%以上を鹿沼産木材が占めるもの		
・木造軸組工法により建築し、延床面積の2分の1以上が居住用で、建売住宅でないもの		
・鹿沼産木材を5立方メートル以上使用すること(増改築及びリフォームの場合、2立方メートル以上使用)		
○木材利用証明方法		
・当初申請時の申請書に木材取扱事業者の名称や使用木材の種類(鹿沼産木材又は森林認証材)を記載させ確認する。		
・棟上げ時又は棟上げ後に現地確認を行い、構造部等の使用木材を目視で確認する。		
・完成後の報奨金支給申請書で当初申請時の木材取扱事業者が発行する出荷証明書等を添付させ確認する。		

項目	概要	備考
都道府県名	埼玉県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林部森づくり課	
担当部署	木材利用推進・林業支援担当	
電話番号	048-830-4318	
事業名	県産木材活用住宅等支援事業	
事業の概要		
○予算額	57,705千円	
○概要	住宅・事務所・店舗等(以下、「住宅等」という。)の新築・改装・内装木質化について、製材工場等と県産木材製品安定需給協定を締結し、県産木材を40%以上利用する工務店等に対する支援を行う。	
○補助内容	<p>条件を満たす住宅等を対象に、県産木材の使用量に応じた金額を工務店等に補助する。なお、助成の対象は下記「補助の基準」のうち(1)~(3)のいずれか一つで、1戸あたりの限度額は34万円。</p> <p>※ただし、PR効果の高い店舗等の内装木質化においては、1戸あたりの限度額は50万円。</p> <p>(事務所及び店舗については、埼玉県産木材を使用した建築物であることを、完成後も継続して室内等に表示するよう努めること。)</p> <p>※当事業における県産木材とは、「さいたま県産木材認証制度」により産地及び流通履歴を証明された木材をいう。</p>	
○補助の基準	<p>(1)住宅等の新築(新築住宅の販売を含む。) 県産木材の使用割合が40パーセント以上であること</p> <p>(2)住宅等の増改築 増改築に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること</p> <p>(3)住宅等の内装木質化 12ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積(壁等にあっては垂直投影面積、床、天井等にあっては水平投影面積のそれぞれの合計。以下、「実面積」という。)が7平方メートル以上であること</p>	
○補助要件	次の各項の全てに該当する者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けている者</li> <li>県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を締結している者。なお、協定締結先はさいたま県産木材認証事業体とする</li> <li>本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者</li> </ul>	
○補助単価	<p>・住宅等の新築(新築住宅の販売を含む。) 県産木材の使用割合80%以上:県産木材1立方メートルあたり20,000円 県産木材の使用割合60%以上:県産木材1立方メートルあたり17,000円 県産木材の使用割合40%以上:県産木材1立方メートルあたり11,000円</p> <p>・住宅等の増改築 県産木材1立方メートルあたり17,000円</p> <p>・住宅等の内装木質化 実面積1平方メートルあたり3,000円</p>	



項目	概要	備考
都道府県	埼玉県	
市区町村	飯能市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	norin2@city.hanno.lg.jp	
担当部署	農林部森林づくり課	
電話番号	042-978-5061	
事業名	西川材使用住宅等建築補助金	
<b>事業の概要</b>		
西川材を使用して住宅等を建築・リフォームされる方または木塀等を設置される方に補助金を交付します。		
<b>【交付対象】</b>		
(1)飯能市内に居住または市内に事業所を有する方の住宅・店舗等であること (2)飯能市内の事業者により西川材が納入されること (3)飯能市内産の木材を規定量以上使用していること		
<b>【条件及び補助金額】</b>		
※飯能市森林認証材を使用した場合、その使用量に応じ、補助金の額に30%を加算		
<b>【新築】</b>		
(1)構造部分に使用した木材の材積1m <sup>3</sup> につき20,000円を補助(3m <sup>3</sup> 以上使用すること、15m <sup>3</sup> まで補助) (2)内外装に使用した木材の面積1m <sup>2</sup> につき2,000円を補助(10m <sup>2</sup> 以上使用すること、100m <sup>2</sup> まで補助) (3)飯能市内産の木材を規定量以上使用していること		
<b>【附属建築物・リフォーム・木塀等】</b>		
(1)構造部分に使用した木材の材積1m <sup>3</sup> につき20,000円を補助(1m <sup>3</sup> 以上使用すること、5m <sup>3</sup> まで補助) (2)内外装に使用した木材の面積1m <sup>2</sup> につき2,000円を補助(5m <sup>2</sup> 以上使用すること、50m <sup>2</sup> まで補助)		
<b>【木製家具(じゅう器等)】</b>		
(1)購入に係る経費の1/2以内、最大100,000円		
※店舗または民間の事業所において、利用者が制限されない場所に設置すること。木材部分は西川材のみを使用したものであること。西川材使用の表示をすること。		
<b>【木材利用証明方法】</b>		
さいたま県産木材販売伝票の写し又はそれに代わる書類		
※飯能市森林認証材を使用した場合は、SGEC-COC 認証取得事業者が飯能市森林認証材の使用量を明らかにした書類を提出		
<b>【予算額】</b>		
予算の範囲内において補助金を交付(令和7年度は410万円)		

項目	概要	備考
都道府県名	千葉県	
市区町村名	山武市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	産業振興部 農政課 森林整備係	
担当部署	同上	
電話番号	0475-80-1213	
事業名	山武市市内産木材利用促進事業補助金	
<b>事業の概要</b>		
<b>■概要</b>		
・市内で産出された木材(市内産木材)を、市内に本店を有する施工業者(個人にあっては市内に住所を有する者)による施工を行った新築、増築及びリフォームされた建築物で、建築に使用する木材の全部又は一部に市内産木材を利用して建築した建築物を取得したものに対し、当該建築物の取得に要した経費の一部を補助する。		
<b>■予算額</b>		
150万円		
<b>■補助金の額</b>		
1. 梁や柱など(内装材以外) 1立方メートルあたり1万円を乗じて得た額。 2. 内装材(天井、床、壁など) 1平方メートルあたり5,000円を乗じて得た額。 上限は、(1)・(2)併せて50万円。(1,000円未満の端数は切り捨て)		
<b>■木材証明方法(市内産木材の意義)</b>		
・市内で伐採された木材であって、市内産の木材であるとの確認ができる書類(ちばの木認証センターが発行した「ちばの木販売管理表(A)」)が添付されていること。		

項目	概要	備考
都道府県名	神奈川県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	森林再生課	
担当部署	森林再生課	
電話番号	045-210-4332	
事業名	神奈川県まちのもり創出事業	
<b>事業の概要</b>		
神奈川県内で、神奈川県産材を3m <sup>3</sup> 以上利用して木造施設の建築等を行う建築主に、木造住宅を選択することで抑制される二酸化炭素排出量や木材に固定される二酸化炭素量の価値に対して補助を行う。		
1 補助要件	<p>○木造施設(一戸建住宅以外)</p> <p>(1)木造施設であること</p> <p>(2)使用する製材等(構造材、準構造材に使用される製材、集成材、合板、単板積層材等)については、県産木材を3m<sup>3</sup>以上使用すること</p> <p>(3)使用する製材等については、「合法伐採木材」を使用すること</p> <p>○木造施設(一戸建住宅)</p> <p>(1)～(3)は同上</p> <p>(4)県内に本店、支店のある建築請負事業者が建築する一戸建住宅とすること</p> <p>○施設の木質化</p> <p>(1)使用する製材等(製材、集成材、合板、単板積層材等)については、県産木材を3m<sup>3</sup>以上使用すること、</p> <p>(2)使用する製材等については、「合法伐採木材」を使用すること</p>	
2 補助額	<p>(1)二酸化炭素排出抑制効果 2,000円/m<sup>2</sup></p> <p>(2)二酸化炭素固定効果 4,000円/m<sup>3</sup>(県産木材の場合 8,000円/m<sup>3</sup>)</p> <p>ただし、木造施設(一戸建住宅以外)は1,000万円を上限とし、100万円を下限とする。木造施設(一戸建住宅)は50万円を上限とし、10万円を下限とする。</p> <p>施設の木質化は200万円を上限とし、10万円を下限とする。</p>	
3 予算額	41,500千円(補助金審査委託料等含む)	
4 木材利用証明方法	かながわ県産木材産地認証等	

項目	概要	備考
都道府県名	神奈川県	
市区町村名	秦野市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	環境産業部森林ふれあい課	
担当部署	環境産業部森林ふれあい課	
電話番号	0463-82-9631	
事業名	秦野市快適な住まいづくり補助金	
<b>事業の概要</b>		
秦野産木材の利用促進を図るため、市民が市内施工業者を利用して行う、秦野産木材を使った住宅の新築やリフォームに対し、その経費の一部を補助します。		
【予算額】 646,000円(令和7年度)		
【補助対象者】(1又は2に該当する方)		
1 秦野産木材を使用して、自己居住用の住宅の新築又は新築住宅(建て売り)を購入する方 2 秦野産木材を使用して、自己居住用の既存住宅のリフォームを行う方		
【補助条件】(1～6すべてを満たす方)		
1 構造材としては、3立方メートル以上、内装材としては、9平方メートル以上、構造材及び内装材の両方としては、その合計で3立方メートル以上又は9平方メートル以上秦野産材を使用すること。 2 交付決定を受けた年度の3月31日までに建築工事等が完了し、実績報告書を提出できること(工事費等の支払いも完了させる必要があります。) 3 補助対象者の「ア」に該当する方は、秦野市に居住している方、又は住宅の新築・購入後に秦野市に居住する方とし、「イ」に該当する方は、申請時に秦野市に居住している方で、対象となる住宅を所有していること。 4 市税等を完納している方。 5 市内施工業者を利用して、建築工事又はリフォームを行う方。 6 過去にこの補助金の交付を受けたことのない方。(補助金の交付は、同一の住宅につき1回に限ります。過去に秦野産木材を使用しないリフォームで補助を受けた方も補助の対象となります。)		
【木材利用証明方法】 当市が用意する様式を使用		
【その他】 その他詳細は、当市ホームページをご覧ください。(URL: <a href="https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1506666728148/">https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1506666728148/</a> )		

項目	概要	備考																		
都道府県	新潟県																			
市区町村		都道府県の場合は記載不要																		
問い合わせ先	農林水産部林政課																			
担当部署	県産材振興室 木材振興係																			
電話番号	025-280-5324																			
事業名	新潟県産材の家づくり支援事業																			
事業の概要	住宅の新築・リフォーム工事を行う工務店に対して、県産材の使用を幅広く支援します。																			
(1) 補助対象者	県内に事務所があり、建築工事業若しくは大工工事業の許可、建築士事務所の登録又は宅地建物取引業の免許を受けている事業者																			
(2) 補助額	<p>① 県産材支援</p> <table> <tr> <td>1m<sup>3</sup>以上3m<sup>3</sup>未満</td> <td>4,800円/m<sup>3</sup></td> <td>※リフォームに限る</td> </tr> <tr> <td>3m<sup>3</sup>以上5m<sup>3</sup>未満</td> <td>2.4万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5m<sup>3</sup>以上10m<sup>3</sup>未満</td> <td>4万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>以上15m<sup>3</sup>未満</td> <td>8万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満</td> <td>13万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>以上</td> <td>19万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 加算措置</p> <p>県産材を新築3m<sup>2</sup>以上、リフォーム1m<sup>2</sup>以上使用した場合、以下の加算補助があり、県産材と合わせると、使用面積等に応じて最大76万円/棟の補助となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産瓦 15万円～26万円/棟</li> <li>・県産畳 2.4～12万円/棟</li> <li>・しつくい・珪藻土塗り 4～19万円/棟</li> </ul> <p>(3) 申込期限</p> <p>原則、上棟後(リフォームの場合は壁張後、地盤改良工事のみの場合、地盤改良工事完了後)おおむね10日まで</p> <p>(4) 能登半島地震対応 復興支援メニュー</p> <p>市町村から「罹災証明書」又は「被災届出証明書等」が発行された住宅及び店舗・事務所について、県産材を使用して再建する大工・工務店等が補助対象者です。</p> <p>補助額は、県産材及び県産瓦に限り、通常の補助額の2倍になります。</p>	1m <sup>3</sup> 以上3m <sup>3</sup> 未満	4,800円/m <sup>3</sup>	※リフォームに限る	3m <sup>3</sup> 以上5m <sup>3</sup> 未満	2.4万円		5m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	4万円		10m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	8万円		15m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満	13万円		20m <sup>3</sup> 以上	19万円		
1m <sup>3</sup> 以上3m <sup>3</sup> 未満	4,800円/m <sup>3</sup>	※リフォームに限る																		
3m <sup>3</sup> 以上5m <sup>3</sup> 未満	2.4万円																			
5m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	4万円																			
10m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	8万円																			
15m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満	13万円																			
20m <sup>3</sup> 以上	19万円																			

項目	概要	備考
都道府県名	新潟県	
市区町村名	村上市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林水産課	
担当部署	林業水産振興室	
電話番号	0254-53-3368	
事業名	村上市産材利用住宅等建築奨励事業補助金	
事業の概要	市産材(スギ及びヒノキ)の利用促進と林業の活性化を図るために、市内に建築される木造建築物1棟につき50万円以上の市産材購入費に対し、20%以内を補助。上限額30万円。	

項目	概要	備考
都道府県名	新潟県	
市区町村名	糸魚川市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	環境生活課	
電話番号	025-552-1511	
事業名	糸魚川市省エネ住宅推進補助金	
事業の概要		
■以下の中から選択する	新築住宅を「糸魚川市省エネ住宅」として認定し、助成する。	
①糸魚川産木材の使用量 0.03m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上(出荷証明により確認)		
②外皮基準 平均熱貫流率(UA値) 0.48W/m <sup>2</sup> K以下		
③構造計算 建築基準法の構造計算を実施		
④隙間相当面積(C値) 1.0cm <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以下		
■別表第1>		
①糸魚川産木材の使用量 0.03m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上(出荷証明により確認)		
②構造計算 建築基準法の構造計算を実施		
③外皮基準、一次エネルギー消費量削減率等「戸建て住宅におけるZEHの定義一覧表」のZEHの要件に適合すること。		
■補助対象住宅		
①市内において建築された認定住宅で、営利を目的とする建築物でないもの		
②共同住宅及び店舗併用住宅等は、補助対象外		
■補助対象者		
補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。		
①認定住宅を建築した者		
②認定住宅に現に自ら居住している者		
③市税等の滞納がない者		
■補助金額等		
1件当たり300千円(定額)※ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業補助金や国または県の補助金と併用が可能。		
当市のホームページで詳しくご案内しております。		
http://www.city.itoigawa.lg.jp/		

項目	概要	備考
都道府県名	新潟県	
市区町村名	魚沼市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	産業経済部 農林整備課 林政係	
電話番号	025-793-7740	
事業名	魚沼市産材の家づくり事業	
事業の概要		
●予算額		
令和7年度:5,000千円		
●補助対象者		
魚沼市内に事務所又は営業所を有し、本要件に該当する木造建築物及び木質化建築物を建築する施工業者(大工・工務店等)		
●補助対象経費		
魚沼市産木材を製材し、加工した木材の購入費用		
●補助要件		
補助対象となる物件は、次の要件を全て満たすもの		
1、市内で生産され、かつ製材された木材を使用して建築する木造建築物及び木質化建築物であること		
2、建築物の新築、増築、改築であること		
3、建築主が自ら居住し、又は使用し、若しくは事業の用に供するために市内に建築する建築物であること		
4、申請年度内に完成すること		
5、税金等の滞納がない建築主が発注し、市税に滞納がない施工業者が施工する建築物であること		
●補助限度額/補助率		
補助金額の上限:50万円(5万円未満は対象外)		
補助対象経費の3分の1(事業の用に供する場合は4分の1)以内(千円未満切り捨て)		
●木材利用証明方法等		
実績報告書提出時に木材の搬入状況及び使用状況がわかる写真を添付		

項目	概要	備考
都道府県	新潟県	
市区町村	南魚沼市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	産業振興部 農林課	
電話番号	025-773-6663	
事業名	南魚沼の木で家づくり事業	
事業の概要		
概要:工務店と建築主が連携し、南魚沼市産の杉を使用して住宅を建築する場合に、その木材の購入額の一部を補助		
補助対象者:市内に事務所か営業所を有する大工・工務店など		
補助対象要件:1.市内に住所がある人が、自らの居住のために新築、増築する専用住宅か併用住宅 2.南魚沼市産杉を製材・加工した木材を使用した木造住宅 3.申請日の属する年度末までに完成する住宅 4.申請時に、建築主と施工する大工・工務店などで市税の滞納がないこと 5.大工・工務店などは、建築費から補助金額と同額を差し引くこと		
補助対象経費:住宅建築に必要な南魚沼市産杉材を製材・加工した木材の購入費		
補助率:補助対象経費の3分の1		
補助限度額:50万円		
予算規模:500万円		

項目	概要	備考
都道府県名	山梨県	
市区町村名	(各市町村を通じて助成)	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	山梨県、各市町村	
担当部署	建築住宅課、林業振興課	
電話番号	055-223-1730、055-223-1653	
事業名	やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金	

事業の概要  
県内に自ら居住することを目的に「やまなしKAITEKI住宅」の認定を受けた住宅(県内事業者が建築の工事を施工したものに限る。)を建築又は取得した者に対して補助金を交付する市町村に対する予算補助。付加性能として県産木材の使用量の基準を設け、県産木材の使用量に応じ補助額を加算する。

#### 【対象住宅及び補助金額】

基本性能:やまなしKAITEKI住宅:20~40万円(県1/2)  
やまなしKAITEKI住宅リノベ:20~60万円(県1/2)  
付加性能: /ZERO (ゼロエネルギー):20万円(県1/2)  
付加性能: /FORET(県産木材使用):20~40万円(県10/10)

#### 【予算額】

やまなしKAITEKI住宅:22,000千円、/ZERO:6,000千円、/FORET:15,000千円

#### 【木材利用証明方法等】

山梨県産材認証センターが発行する「山梨県産材使用認証書」によって数量確認。県産木材の占める割合の計算にあたっては、標準木材使用量を分母の値とし、実際の木材使用量が標準木材使用量より少ない場合は、木拾い表、木材明細書などの根拠に基づき算出した実際の木材使用量を分母とすることが可能



項目	概要	備考
都道府県	山梨県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	山梨県	
担当部署	森林環境部林業振興課	
電話番号	055-223-1653	
事業名	県産材利用促進事業費補助金	
<b>事業の概要</b>		
住宅等への県産材の利用を促進するため、木材の生産から加工、建築に関わる企業グループが行う、県産材の良さや利用の意義などの理解を深める現地見学会の開催に対し助成する。		
<b>【補助金の額及び件数】</b>		
・補助金の額は、補助事業に要する経費の定額とし、予算の範囲内において交付		
・補助金の上限は、1件あたり20万円、2件程度を想定		
<b>【補助金対象経費】</b>		
企業グループにより実施される現地見学会に要する経費		
1.賃金、2.需用費、3.役務費、4.使用料及び賃借料		
<b>【募集期間】</b>		
令和7年6月6日(金曜日)から令和8年2月19日(木曜日)まで		
<b>【予算額】</b>		
200千円		

項目	概要	備考
都道府県名	富山県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	副主幹 石割 久晶	
担当部署	農林水産部森林政策課木材利用推進係	
電話番号	076-444-3388	
事業名	とやまの木で家づくり支援事業	
<b>事業の概要</b>		
<b>【事業概要】</b>		
・ 県産材を活用した住宅の新築・増改築に対する助成(H22年度から実施)		
・ 予算額 : 8,500千円		
・ 補助金額: 補助上限額: 40万円		
・ 補助単価: 造作材: 2万円／m <sup>3</sup> 構造材: 1万円／m <sup>3</sup> 下地材: 5千円／m <sup>3</sup>		
・ 助成条件 ①富山県内で自ら居住のために木造住宅を新築または増改築 ②県産材の使用量が1棟あたり1m <sup>3</sup> 以上 ③県内に事業所を有する業者が施工		
・ 木材利用証明方法 ・ 素材生産業者から伐採証明書 ・ 製材等加工業者から県産材出荷証明書 ・ 建築施工業者より木材納入証明の富山県産材証明書 により県産材の利用を証明		

項目	概要	備考
都道府県名	石川県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	shinkan@pref.ishikawa.lg.jp	
担当部署	農林水産部森林管理課 森林資源利活用グループ	
電話番号	076-225-1643	
事業名	いしかわの森で作る住宅推進事業	
事業の概要		
○予算額: 40,000千円		
○助成条件		
・県産材使用量が5m <sup>3</sup> 以上である。 ・新築の場合、延床面積が70m <sup>2</sup> 以上である。 ・県産材建築ビルダーによる住宅等である。 ・引渡日が令和7年度中である。		
○補助金額		
・県産材使用量5m <sup>3</sup> ～7m <sup>3</sup> 未満: 7万円 ・県産材使用量7m <sup>3</sup> ～15m <sup>3</sup> 未満: 10万円 ・県産材使用量15m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 未満: 15万円 ・県産材使用量20m <sup>3</sup> 以上: 30万円 ・県産材使用量25m <sup>3</sup> 以上かつ県産材使用率90%以上: 50万円 ・外構部: 木塀・木柵は5千円/m <sup>2</sup> 、ウッドデッキは10千円/m <sup>2</sup> 。下限5万円、上限15万円		
○木材利用証明方法:		
合法木材供給事業者による「県産材产地及び合法木材証明書」を提出すること		

項目	概要	備考
都道府県名	石川県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp	
担当部署	石川県木材産業振興協会	
電話番号	076-238-7746	
事業名	県産材供給体制強化事業	
事業の概要		
震災復興をはじめとした建築物の県産材調達を支援する相談窓口を開設。 ビルダーからの石川県産材調達の相談(規格・在庫・納期等)に対し、 対応可能なプレカット・県内製材工場等の情報を提供する。		

項目	概要	備考
都道府県名	福井県	
市区町村名	-	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室	
担当部署	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室	
電話番号	0776-20-0449	
事業名	県産材を活用したふくいの住まい支援事業(新築)	
事業の概要		
○助成条件		
	・県内に建築される木造住宅、もしくは、建築主と請負契約を締結した住宅であること。	
	・住宅に使用する柱や横架材、野地板等の木材に県産材を1m <sup>3</sup> 以上使用し、かつ強度や含水率等の品質を表示した県産材柱を30本以上使用すること。	
○助成額	県産材1m <sup>3</sup> につき2万5千円を支援(上限50万円)	
○木材利用証明方法		
	・中間確認による現地確認、購入伝票等による購入先の確認	
	・木材納入証明書に基づき県が審査	
○予算額	40,204千円	

項目	概要	備考
都道府県名	福井県	
市区町村名	-	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室	
担当部署	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室	
電話番号	0776-20-0449	
事業名	県産材を活用したふくいの住まい支援事業(リフォーム)	
事業の概要		
○助成条件		
	・県内に自らが所有する住宅のリフォーム(増改築、模様替え、修繕等の住宅新築以外の工事)を行うもの	
	・県産材住宅コーディネーター等と設計または施工の契約をするもの	
○助成額		
①柱など構造材でm <sup>3</sup> 換算したもの…7千円/m <sup>3</sup>		
②板材等でm <sup>2</sup> 換算したもの…5千円/m <sup>2</sup>		
上記①および②の合算額(上限15万円)		
○予算額	15,390千円	

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係	
担当部署	林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係	
電話番号	058-272-8487	
事業名	ぎふの木で家づくり支援事業	
事業の概要		
○予算額:	70,040千円	
○助成条件		
■県内新築タイプ		
・ぎふ性能表示材またはJAS製品(ぎふ証明材)(以下、「ぎふ性能表示材等」という)を構造材の80%以上使用		
・ぎふ性能表示材等の構造材とぎふ証明材の内装材使用量に応じて助成		
・補助単価: 構造材2万円/m <sup>3</sup> 、内装材2千円/m <sup>2</sup>		
内装材にぎふ性能表示材等を使用した場合400円/m <sup>2</sup> を加算(上限2万円)		
・助成額: 8万2千円~32万円		
■県外新築タイプ		
・ぎふ性能表示材等を構造材に80%以上使用		
・ぎふ性能表示材等の構造材とぎふ証明材の内装材使用量に応じて助成		
・補助単価: 構造材2万円/m <sup>3</sup> 、内装材2千円/m <sup>2</sup>		
・助成額: 8万2千円~20万円		
■県内改修タイプ		
・ぎふ証明材の内装材使用量に応じて助成		
・補助単価: 内装材2千円/m <sup>2</sup>		
内装材にぎふ性能表示材等を使用した場合400円/m <sup>2</sup> を加算(上限2万円)		
・助成額: 2万2千円~16万円		

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係	
担当部署	林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係	
電話番号	058-272-8487	
事業名	産直住宅普及活動支援事業	
事業の概要		
○予算額:	9,750千円	
○助成条件		
■建設支援タイプ		
・産直団体が建設した産直住宅(木造軸組工法で建設される住宅のうち、構造材に県産材を60%以上使用したもの)のうち築後点検を実施するものについて、産直団体又は市町村が行う県内産の木質部材の贈呈や住宅完成保証制度の加入等に係る経費を助成		
・補助率1/3以内(上限35千円/棟)		
■活動支援タイプ		
・産直団体等が行う、産直住宅を巡るツアー等の産直住宅普及活動の経費を助成		
・補助率1/2以内		

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係	
担当部署	林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係	
電話番号	058-272-8487	
事業名	ぎふの木で家づくりローン支援制度	
事業の概要		
○助成条件		
・岐阜県、愛知県及び三重県に新築する住宅のうち、「ぎふの木で家づくり支援事業」の助成要件を満たしている住宅の施主に対し、県と連携している金融機関が取り扱う住宅ローンにおいて金利低減		
・適用金利：長期固定金利住宅ローン（フラット35、フラップ35S、フラット50）全利用期間▲0.2%		
県産材使用が条件となる住宅ローン 協力金融機関が定める金利		
※ぎふの木で家づくりローン支援制度とフラット35地域連携型は連携可能（当初5年間▲0.25%）		

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名	高山市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	高山市	
担当部署	森林・環境政策部森林政策課	
電話番号	0577-35-3143	
事業名	高山市匠の家づくり支援事業	
事業の概要		
1. 事業概要		
1. タイプ	市内建築主（市内）型	市内建築主（市外）型
補助対象者	建築主	建築事業者
建築主	市民又は市内法人	市外の個人又は市外法人
建築場所	市内	市外
補助内容	主な構造材への市産材の使用量に応じ1m <sup>3</sup> あたり2万円、内装材への市産材の使用面積に応じ1m <sup>2</sup> あたり2千円をかけた額を上限として、建築事業者が建築主に贈呈する目的で市産家具などの木製品を購入した額	主な構造材への市産材の使用量に応じ、1m <sup>3</sup> あたり2万円、内装材への市産材の使用面積に応じ1m <sup>2</sup> あたり2千円をかけた額を上限として、建築事業者が建築主に贈呈する目的で市産家具などの木製品を購入した額
補助限度額		50万円
建物の種類		住宅、別荘、店舗、事務所等
2. 補助要件		
構造材の60%以上に市産材を使用する建築物		
市内に本店、支店又は営業所がある工務店等が建築する建築物		
市税の滞納者でないこと		

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名	下呂市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	下呂市	
担当部署	農林部林務課	
電話番号	0576-53-2010(内線173)	
事業名	下呂の森が育んだ木の家推進事業	
事業の概要		
地域材(ぎふ、証明材)を一定量以上使用して住宅、非住宅建築物を新築又は増改築する経費に対する補助事業		
<input type="radio"/> 予算額: 29,550千円		
<input type="radio"/> 対象者: 下呂市と「下呂の森が育んだ木の家推進事業」建築物木材利用促進協定を締結した市内建築事業者 ※建築事業者を通じて建築主を支援		
<input type="radio"/> 補助金額: 以下①～④にそれぞれ記載する額(次の(1)～(3)に活用する)		
(1) 建築主支援: 建築主へ当事業補助総額の2分の1以内の額と木工製品を支援		
(2) 事業者支援: 当事業補助総額から建築主支援額(1)を差引いた額を木材利用の促進、普及啓発、担い手育成、技術向上又は試作開発費等に活用		
(3) 林業・木材産業支援: 林業関係者の直接又は間接的な支援若しくは木育や地域材を利用した木工製品の普及に努める		
①住宅新築タイプ		
△補助金額: 地域材使用量に応じ1m <sup>3</sup> あたり2万円を乗じた額(上限50万円)		
△要件: 地域材を5m <sup>3</sup> 以上かつ構造材に60%以上使用、国内で新築される木造住宅		
②住宅増改築タイプ		
△補助金額: 増改築に係る木工事費のうち地域材購入に要する費用の1/3以内の額(上限25万円)		
△要件: 地域材を1m <sup>3</sup> 以上使用もしくは10m <sup>3</sup> 以上使用、国内で増改築される住宅又は併用住宅		
③非住宅新築タイプ		
△補助金額: 地域材使用量に応じ1m <sup>3</sup> あたり2万円を乗じた額(上限50万円)		
△要件: 国・県の補助事業の対象とならない延床面積300m <sup>2</sup> 程度の民間建築物、地域材を5m <sup>3</sup> 以上かつ構造材に60%以上使用、市内で新築される木造住宅		
④非住宅増改築タイプ		
△補助金額: 増改築に係る木工事費のうち地域材購入に要する費用の1/3以内の額(上限25万円)		
△要件: 国・県の補助事業の対象とならない延床面積300m <sup>2</sup> 程度の民間建築物、地域材を1m <sup>3</sup> 以上使用もしくは10m <sup>3</sup> 以上使用、市内で増改築される非住宅		

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名	下呂市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	下呂市	
担当部署	農林部林務課	
電話番号	0576-53-2010(内線173)	
事業名	地元材住宅支援事業(木造住宅担い手育成事業)	
事業の概要		
担い手の育成及び木造住宅の普及を目的とし、研修会や講習会等に参加、もしくは実施に要する経費に対する補助事業		
<input type="radio"/> 予算額: 300千円		
<input type="radio"/> 対象者: 木造住宅関係団体		
<input type="radio"/> 補助金額: 補助対象経費の1/2以内の額		

項目	概要	備考
都道府県名	岐阜県	
市区町村名	加茂郡白川町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	加茂郡白川町	
担当部署	農林課林務係	
電話番号	0574-72-1311	
事業名	しらかわの家ひのき柱50本プレゼント事業	
事業の概要		
予算額	7,950千円	
概要	町外で産直住宅を建築した東濃ひのきと白川の家建築協同組合に属する組合員の業者を対象とし、管柱に白川町内で伐採された木材を加工した柱材を使用した際、50本分の柱材費用を補助する。 対象の管柱については町内の流通組合が生産履歴管理を行っているものとする。	
	4寸角以上 = 4,800円/本	
	3寸5分角 = 3,600円/本	

項目	概要	備考
都道府県名	静岡県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	経済産業部 森林・林業局 林業振興課	
担当部署	県産材利用班	
電話番号	054-221-2691	
事業名	住んでよし しづおか木の家推進事業	
事業の概要		
1 予算額	200百万円の内数	
2 助成額(1棟あたり)		
【新築・増改築】	「しづおか優良木材等」の使用量に応じて最大40万円を助成 (森林認証材の使用量に応じた加算(最大10万円)を含む)	
【リフォーム】	「しづおか優良木材等」の使用量に応じて最大18万円を助成 (森林認証材の使用量に応じた加算(最大4万円)を含む)	
3 応募条件		
・	自らが居住するために、静岡県内において住宅を取得(新築・増改築)またはリフォームすること。	
・	新築・増改築は、「しづおか優良木材等」を4m <sup>3</sup> 以上使用すること。	
・	リフォームは、「しづおか優良木材等」を10m <sup>2</sup> 以上使用すること。	
・	「しづおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和8年3月8日以前であること。	
・	施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築事業者であること。	
・	住宅の設計者または施工者が「しづおか木の家推進事業者」であること。	
・	施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により产地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。	
・	アンケートや住宅見学会開催に協力できること。	

項目	概要	備考
都道府県名	静岡県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課	
担当部署	企画班	
電話番号	054-221-3084	
事業名	省エネ住宅普及推進事業	
事業の概要		
1 予算額	約30百万円	
2 助成額(1棟あたり)	省エネ性能が高い住宅を新築又は購入する場合、 「しづおか優良木材等」の使用量に応じて最大40万円を加算 (森林認証材の使用量に応じた加算(最大10万円)を含む)	
3 応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入であること</li> <li>・県内中小工務店が施工するものであること(住宅フランチャイズに加盟しているものを除く)</li> <li>・ZEH水準の省エネ性能を満たすこと</li> <li>・申請者が子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く世帯であること</li> </ul> <p>(加算分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しづおか優良木材等」を4m<sup>3</sup>以上使用すること。</li> <li>・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。</li> </ul>	

項目	概要	備考
都道府県	静岡県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課	
担当部署	企画班	
電話番号	054-221-3081	
事業名	ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業	
事業の概要		
1 予算額	約32百万円	
2 助成額(1棟あたり)	テレワークスペースの確保に係るリフォームをする場合、 「しづおか優良木材等」の使用量及び使用面積に応じて最大18万円を加算 (森林認証材の使用量に応じた加算(最大4万円)を含む)	
3 応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が子育て世帯及び若者夫婦世帯であること</li> <li>・申請者が住宅居住者又は居住予定者の個人であること</li> <li>・対象住宅は耐震性を有し、かつ新築後1年以上経過した静岡県内のものであること</li> <li>・静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等が施工すること</li> <li>・テレワークスペースの確保に係るリフォームを行うこと</li> </ul> <p>(加算分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しづおか優良木材等」を10m<sup>2</sup>以上使用すること。</li> <li>・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。</li> </ul>	

項目	概要	備考
都道府県名	愛知県	
市区町村名	岡崎市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	経済振興部	
担当部署	中山間政策課 林政企画係	
電話番号	0564-82-3102	
事業名	岡崎市産材住宅建設事業費補助金	
事業の概要		
・対象及び条件		
(主要構造材の場合)		
施主:材積1m <sup>3</sup> 以上の岡崎市産材を使用して、岡崎市内において新築・増築・改築をすること。 建築業者:岡崎市産材を使用した新築等を施主に斡旋した者。		
(内装材の場合)		
施主:面積10m <sup>2</sup> 以上の岡崎市産材を使用して、岡崎市内において新築・増築・改築をすること。 建築業者:岡崎市産材を使用した新築等を施主に斡旋した者。		
・補助金額		
(主要構造材の場合)		
施主:使用した材積1m <sup>3</sup> 当たり 25,000円(上限30万円) 建築業者:使用した材積1m <sup>3</sup> 当たり 25,000円(上限5万円)		
(内装材の場合)		
施主:使用した面積1m <sup>2</sup> 当たり 5,000円(上限20万円) 建築業者:使用した面積1m <sup>2</sup> 当たり 5,000円(上限5万円)		

項目	概要	備考
都道府県名	三重県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	農林水産部 森林・林業経営課	
電話番号	059-224-2565	
事業名	「三重の木」等利用拡大推進事業	
事業の概要		
【予算額】		
1,285千円		
県産材PRイベントの開催及び展示会への出展		
「三重の木」等の県産材を使った木造住宅の建築促進及び内装材等の利用促進を目的として、素材生産者、「三重の木」認証事業者等、建築士等と連携し、建築相談会及び住宅の構造見学会や木工教室、木づかいを推進するイベント等の県産材PRイベントを開催する。		
また、首都圏等での県産森林認証材の販路拡大を目的として、首都圏等で開催される木材関係展示会に出展しPRを行う。		

項目	概要	備考
都道府県名	三重県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	農林水産部 森林・林業経営課	
電話番号	059-224-2565	
事業名	みえの木建築コンクール	
事業の概要		
【予算額】		
2,000千円		
建築コンクールの開催		
三重県産材の良さを広く県民にPRすることで、県内の木づかいの気運醸成と、県産材の需要拡大を推進することを目的として、県産材を目に見える形で活用した、優良な建築物の建築主及び設計、施工に関わった者を表彰するコンクールを開催する(主催はみえの木建築コンクール実行委員会で、県は実行委員のメンバーであり、負担金を支出している)。		

項目	概要	備考
都道府県名	滋賀県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課	
担当部署	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課	
電話番号	077-528-3915	
事業名	木の香る淡海の家推進事業	
事業の概要		
■予算 55,419千円		
■概要		
・木造住宅等の新設に対する支援 県内で新設される住宅、店舗または事務所等を対象として、びわ湖材等の使用量に応じて支出される助成金およびその支払業務に要する経費を補助する。		
・既存住宅の木質化改修に対する支援 県内に既存する住宅、店舗または事務所等における内装木質化を対象として、びわ湖材の使用量に応じて支出される助成金およびその支払業務に要する経費を補助する。		
・木塀設置への支援 県内に既存する住宅、事務所、店舗等におけるびわ湖材を使用する木塀の設置に対する助成金およびその支払業務に関する経費を補助する。		
■助成額		
【木造住宅等の新設に対する支援】		
・1戸あたりのびわ湖材等の使用量7.5m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満:助成金額30万円		
・1戸あたりのびわ湖材等の使用量15m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満:助成金額40万円		
・1戸あたりのびわ湖材等の使用量20m <sup>3</sup> 以上:助成金額50万円		
【既存住宅の木質化改修に対する支援】		
・内装仕上材1m <sup>2</sup> あたり3千円。補助金上限額20万円		
【木塀設置に対する支援】		
・1m <sup>2</sup> あたり5千円。補助金上限額30万円		

項目	概要	備考
都道府県	京都府	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	京都府農林水産部林業振興課木材利用促進係	
電話番号	075-414-5009	
事業名	ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)	
事業の概要		
・R7予算額:40,500千円		
・助成対象者:緑の工務店等(登録制)		
・木材利用の証明:京都府指定認証機関発行の「京都の木証明書及びウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証書」		
・補助金の額:京都府産木材の使用材積に単価額を乗じた額 (補助単価)京都の木証明書が発行された木材の使用材積に対して20,000円/m <sup>3</sup> 以内で補助 ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証書が発行された木材の使用材積に対して25,000円/m <sup>3</sup> 以内で補助 北山丸太製品及び京銘竹製品は製品購入費の50%以内(補助金の上限額4万円)		
(加算措置)①府内産木材のうち、横架材を使用した場合は、対象部材の補助単価に21,000円/m <sup>3</sup> 加算 ②府内産木材のうち、木材の生産・加工・流通に係る事業者が連携したグループにより調達された木材を使用した場合は、補助単価に7,000円/m <sup>3</sup> 加算 ③初めて本事業の補助金の交付を受ける事業者について、補助単価に7,000円/m <sup>3</sup> 加算		
・事業内容: 住宅において、京都府産木材(京都の木証明木材又はウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証木材)を利用した建築物の木造化や木質化を支援。		
・交付条件: 国、地方公共団体又はその他の公的機関が所有又は整備するものでないこと 仮設のものでないこと 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと 工事期間中、府内産木材の普及啓発に協力すること 交付対象者が府内産木材の使用に係る経費について国等からの補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと		

項目	概要	備考
都道府県名	京都府	
市区町村名	京都市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	産業観光局農林振興室	
担当部署	産業観光局農林振興室	
電話番号	075-222-3346	
事業名	みやこ桧木認証制度(京都市木材地産表示制度)及びみやこ桧木普及促進事業	
事業の概要		
◆みやこ桧木認証制度(京都市木材地産表示制度)		
・京都市内の森林で関係法令に違反することなく伐採し生産された原木丸太を生産事業		
体※が加工し、適切に認証木材であることを表示し出荷した製材品		
・生産事業体が適切に認証木材であることを表示し出荷した、地域団体商標「北山丸太」の表示基準に適合する北山丸太及びその製材品		
※推進機関へ登録され、認証木材であることを適切に表示できる事業体		
◆みやこ桧木普及促進事業		
○予算額: 20,000千円		
○補助条件:		
・京都市内の住宅の新築または増改築: みやこ桧木を購入するのに要した費用の2分の1以内を補助(上限160千円)		
・京都市内の店舗等の新築または増改築: みやこ桧木及びみやこ桧木製品※を購入するのに要した費用の2分の1以内を補助(上限1,600千円、みやこ桧木製品の購入に対する補助額はみやこ桧木の購入に対する補助額を超えないものとする)		

項目	概要	備考
都道府県名	兵庫県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	兵庫県	
担当部署	林務課木材利用班	
電話番号	078-362-9224	
事業名	「ひょうごの木の家」設計支援事業	
事業の概要		
【助成対象者】		
兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他の法令を遵守している建設業者		
【助成条件】		
県産木材を利用し、かつ木材の魅力を見せる木造住宅の設計を支援		
1)助成対象		
・令和7年4月以降に設計し、令和8年2月末までに施主と工事契約する住宅であること		
・工務店等が県内に建築する新設木造住宅であること		
・木材使用量のうち県産木材を30%以上使用し、居室において県産木材を使用した「梁、柱、天井、壁、床」のいずれかが目視できること		
2)助成費用		
県産木材使用率30%以上 30万円／件		
県産木材使用率概ね80%以上かつ横架材に県産木材を使用 40万円／件		
【木材利用証明方法】		
兵庫県木材業協同組合連合会による認証		
【予算額】		
33,000千円(300千円×50件+400千円×45件)		

項目	概要	備考
都道府県名	兵庫県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	兵庫県	
担当部署	林務課木材利用班	
電話番号	078-362-9224	
事業名	「ひょうごの木の家」建築促進事業	
事業の概要		
【助成対象者】		
「ひょうご木の匠の会」会員 ※兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築の担い手であり、下記の条件を満たす工務店を「ひょうご木の匠」として登録。		
① 兵庫県内に事務所又は営業所を置いている。 ② 性能が明確な木造住宅を供給できる。 ③ 兵庫県産木材を利用する技術がある。 ④ 兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築を増やす意欲がある。 ⑤ 県民に県産木材を利用した住宅をPRしていく意欲がある。		
【助成条件】		
県産木材を使用して建築した木造住宅の見学会や住宅の建築を検討している方のための相談会の開催費用を支援		
1)助成対象		
イベント会場に、以下のアイテムの展示や配置を行うこと		
・来場者アンケート(様式第5号(裏面に掲載))		
・のぼり2本以上(木の匠の会作成配付のもの)		
・県産木材を使うことの意義や木材の効用などのパネルまたはポスター (県林務課よりフォーマットの提供可能)		
・県産木材利用促進施策のPRができるパンフレットなどの資料		
2)助成費用		
2者以上の会員が共催する場合 上限 10万円/回		
1者で主催する場合 上限 5万円/回		
【予算額】		
2,000千円		

項目	概要	備考
都道府県名	兵庫県	
市区町村名	宍粟市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	下記部署	
担当部署	住宅土地政策課	
電話番号	0790-63-3166	
事業名	森林の家づくり応援事業補助金	
事業の概要		
新築時に地域材(宍粟材)を用いる場合に補助を行う。		
構造材:1m <sup>3</sup> につき2万円		
内装仕上材:1m <sup>2</sup> につき5,000円		
構造材、内装仕上材を併せて上限40万円(ただし内装仕上材は上限20万円)		
※地域材(宍粟材)とは、国内産の原木を宍粟市内で製造・加工した製品のことという。		

項目	概要	備考
都道府県名	奈良県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	環境森林部県産材利用推進課生産・需要拡大係	
担当部署	環境森林部県産材利用推進課生産・需要拡大係	
電話番号	0742-27-7476	
事業名	県産材を使用した建築物助成事業	
事業の概要		
【住宅助成】		
補助対象者: JAS材、認証材又は県産材を使用し、住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う所有者、または、分譲住宅の新築を行う事業者 ※県内、県外は問いません		
補助対象住宅: (1)一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。) (2)共同住宅等		
応募要件: 奈良県産材を構造材に5m <sup>3</sup> 以上、または、内装材に20m <sup>2</sup> 以上使用する		
補助金額: 構造材5m <sup>3</sup> 以上:JAS材 30万円、認証材 15万円、県産材 10万円 内装材20m <sup>2</sup> 以上:JAS材 20万円、認証材 10万円、県産材 5万円		

項目	概要	備考
都道府県名	和歌山県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	和歌山県庁	
担当部署	農林水産部 森林林業局 林業振興課 木材産業班	
電話番号	073-441-2968	
事業名	紀州材で建てる地域住宅支援事業	
事業の概要		
【趣旨】 県内に自ら居住するための乾燥紀州材を使用した住宅を新築・増築・改築・リフォームする者を対象として、下記の要件により木材の使用量に応じて助成。		
【助成条件】 含水率25%以下の乾燥紀州材を使用していること。		
<構造材等使用事業> 新築・増築・改築する木造住宅の構造材及び構造材と併せた内外装材の使用量に応じ、下記により助成 ・ 5~10m <sup>3</sup> 未満 → 6万円／件 ・ 10~15m <sup>3</sup> 未満 → 13万円／件 ・ 15m <sup>3</sup> 以上 → 20万円／件		
<内外装材整備事業> 新築・増築・改築・リフォームする住宅の可視部分に使用された乾燥紀州材の使用面積が20m <sup>2</sup> 以上 → 定額5万円／件を助成 ※ただし、構造材等使用事業と内外装材整備事業の併用は不可		
【木材利用証明方法】 県で定める紀州材認証システムに基づく紀州材証明書、県担当職員の現地検査による確認		
【令和7年度予算】 3,000万円		

項目	概要	備考
都道府県名	鳥取県	
市区町村名	-	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課	
担当部署	企画担当	
電話番号	0857-26-7398	
事業名	とっとり住まいる支援事業	
事業の概要		
県内事業者の施工により木造住宅を新築又は一定量以上の県産材を活用して住宅の改修を行う人に対し、県産材の使用状況等に応じて、新築の場合は最大100万円、改修の場合は最大50万円の助成を行う。助成の内容は以下のとおり。		
【新築】		
・県産材10m <sup>3</sup> 以上使用 定額15万円		
[上乗せ助成]		
・県産JAS製材使用 1万円/m <sup>3</sup> (上限25万円)		
・県産ヤング係数確認構造材使用 横架材3万円/m <sup>3</sup> 、その他2万円/m <sup>3</sup> (上限30万円)		
・県産CLT材 1m <sup>3</sup> 以上使用 定額5万円、県産内外装材使用3千円/m <sup>2</sup> 、県産木塀3千円/m <sup>2</sup> (合計で上限20万円)		
・地域建築技能活用住宅で技能を4ポイント以上活用 定額20万円		
・子育て世帯等 定額10万円		
・三世代同居等世帯 定額10万円		
【改修】		
・構造材・下地材として県産材 0.3m <sup>3</sup> 以上使用 2万円/m <sup>3</sup> 県産内外装材見附面積 1m <sup>2</sup> 以上使用 2千円/m <sup>2</sup> (合計で上限25万円)		
[上乗せ助成]		
・地域建築技能活用改修で技能を2種以上活用 上限15万円		
・子育て世帯等 定額10万円		
・三世代同居等世帯 定額10万円		

項目	概要	備考
都道府県名	島根県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林水産部林業課	
担当部署	木材振興室	
電話番号	0852-22-6749	
事業名	県産木材建築利用促進事業	
事業の概要	県産木材を積極的に使用する工務店について、「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度により認定し、認定された工務店等が行う以下の取組を支援します。	
(1)住宅建築支援	県産木材を10m <sup>3</sup> (増改築は5m <sup>3</sup> )以上且つ標準木材使用量の60%以上使用する木造住宅について、県産木材の使用量に応じて認定工務店又は施主に対して支援	
【補助額(1戸あたり)】		
(新築)	25m <sup>3</sup> 以上:37.5万円 11m <sup>3</sup> 以上～25m <sup>3</sup> 未満:11.1～34.5万円 10m <sup>3</sup> 以上～11m <sup>3</sup> 未満:10万円	
(増改築)	18m <sup>3</sup> 以上:20万円 11m <sup>3</sup> 以上～18m <sup>3</sup> 未満:11.1～19.8万円 5m <sup>3</sup> 以上～11m <sup>3</sup> 未満:5～10万円	
【上限額(1戸あたり)】	新築の場合:37.5万円、増改築の場合:20万円	
(2)JAS材等加算支援	県産のJAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品を使用した場合は、1戸あたり1m <sup>3</sup> につき1万円を加算	
	上限額:12.5万円	

項目	概要	備考
都道府県名	岡山県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	岡山県木材組合連合会(委託先)	
担当部署	同上	
電話番号	086-231-6677	
事業名	おかやまの木で家づくり支援事業	
事業の概要	県産森林認証材及びJAS製品を使用して新築される木造住宅・民間非住宅及び改修される木造住宅への支援。	
(1)補助対象	ア 県内で森林認証材を4m <sup>3</sup> 以上使用して新築される一戸建ての木造住宅・木造民間非住宅 イ 県内で森林認証材を1m <sup>3</sup> 以上使用して改修される一戸建ての木造住宅	
(2)補助金額	森林認証材の使用量に応じた補助 3.2万円/m <sup>3</sup> 又は3.8万円/m <sup>3</sup> (JAS製品の場合) ※補助上限 8m <sup>3</sup> /戸(件)	
(3)受付戸数	ア 新築 ①住宅:350戸程 ②民間非住宅:50件程 イ 改修 住宅:100戸程 計 500戸(件)程度	
(4)予算額:99,460千円		

項目	概要	備考
都道府県名	岡山県	
市区町村名	津山市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	0868-32-2078	
担当部署	農林部森林課	
電話番号	0868-32-2078	
事業名	津山市地域材利用促進事業補助金	
事業の概要		
地域材の積極的な利用を促進し、市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、県産森林認証材を使用して建築物の新築又は改修を行う者に補助金を交付するもの。		
○予算額	43,760千円	
○補助額		
<基本額>		
県産森林認証材1m <sup>3</sup> あたり8万円		
(乾燥・製材・納材業者が全て市内業者の場合:上限額80万円、乾燥・製材・納材業者のうち、いずれかが市外業者の場合:上限額50万円)　　<市産材加算額>		
市産材1m <sup>3</sup> あたり2万円(上限額:20万円)		
○助成条件		
・津山市内に立地する、県産森林認証材を使用して新築又は改修される建築物であること		
・使用する県産森林認証材の材積が1m <sup>3</sup> 以上であること 等		
○補助対象者		
・市内に活動拠点を置く建築関連施工業者、市内の業者と請負契約を締結する建築主、セルフビルドする者		
○融資・利子補給 フラット35(地域連携型)の利用可能。		
○木材利用証明方法	県産森林認証材使用証明書・納材証明書の提出。	
○上乗せ	三世帯で居住する場合は上限額30万円の上乗せ補助制度あり。	

項目	概要	備考
都道府県名	岡山県	
市区町村名	新見市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	新見市役所 産業部 林業振興課	
担当部署	林業振興係	
電話番号	0867-72-6134	
事業名	新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業	
事業の概要		
・市内に自ら居住するために新築する1戸建て木造専用住宅(延べ床面積70m <sup>2</sup> 以上又は新見産材を5m <sup>3</sup> 以上の使用。)※建売住宅を含む。		
・住宅新築のために使用する主要構造材の材積のうち、新見産材の使用率が70%以上であること。その内70%以上が乾燥材であること。		
・新見市内の建築業者(個人を含む。)が建築する住宅であること。		
新築		
1戸あたり70万円		
増改築		
1m <sup>3</sup> あたり3万5千円 (上限30万円)		
※新見産材とは、市内に本社若しくは製材所を有する建材販売業者が供給した製品、または、市内の法人あるいは市内に居住する個人が製材した製品(いずれにおいても、国産材とする。)		
※乾燥材の使用については、申請時に、申請者と建築業者等から確約書を徴し、完成時に建築業者、納材業者から新見産材、乾燥材の使用・納材証明書を提出してもらう。		
予算額:12,000千円		

項目	概要	備考
都道府県名	岡山県	
市区町村名	新見市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	新見市役所 産業部 林業振興課	
担当部署	林業振興係	
電話番号	0867-72-6134	
事業名	新見市木造住宅建築業者支援事業	
事業の概要	・新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業補助金の認定を受けた住宅を供給する建築業者に対する助成	
新築		
1戸あたり30万円		
増改築		
1m <sup>2</sup> あたり3万5千円 (上限20万円)		
予算額:5, 500千円		

項目	概要	備考
都道府県名	岡山県	
市区町村名	美咲町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	電話:0868-66-1118 メールアドレス:sangyou@town.okayama-misaki.lg.jp	
担当部署	産業観光課	
電話番号	0868-66-1118	
事業名	新築木造住宅普及促進事業	
事業の概要	岡山県産材を活用して町内に新築の木造住宅を建てる際に助成し、移住・定住を促進する。	
・予算額	:8,100千円	
・助成条件	:岡山県産利用率70%以上の延べ床面積66m <sup>2</sup> 以上の住宅を新築する場合に助成。	
・助成内容	:一戸あたり55万円 ※町内の建築業者の施工か、町内の岡山県木材業者等登録簿に登録のある業者から納入した県産材を使用した場合は25万円の上乗せ	
・木材利用証明方法	:棟上時の現地確認、納材業者から県産材・納材証明書の提出を求める	

項目	概要	備考
都道府県名	広島県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	農林水産局林業課木材産業G	
電話番号	082-513-3688	
事業名	県産材消費拡大支援事業	
事業の概要		
【対象者】		
①住宅建築事業者		
②プレカット加工業者		
【対象建築物】		
木造建築物(住宅、非住宅)		
【対象条件】		
○広島県産材を建築物の主要構造部材に利用することを標準仕様とすること		
○広島県と2028年3月31日までの広島県産材利用に関する協定を締結すること		
○広島県内の製材工場と2028年3月31日までの広島県産材製品安定需給に関する協定を締結すること		
【補助額】		
①住宅建築事業者	県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて助成(3,300円/m³)	
②プレカット加工業者	県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて助成(3,300円/m³) 木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費を助成(3.4万円/者)	
【上限額】		
上限なし		
※詳しくは広島県のHPに掲載しております、令和7年度事業の実施要領、事業案内パンフレットをご覧ください。		
	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimanomorizukuri/kensanzaizyutakushien.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimanomorizukuri/kensanzaizyutakushien.html</a>	

項目	概要	備考
都道府県名	広島県	
市区町村名	庄原市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	0824-73-1124	
担当部署	企画振興部林業振興課	
電話番号	0824-73-1124	
事業名	地域木材住宅建築普及奨励金	
事業の概要		
○事業概要		
	地域材(庄原市産材)の使用量に応じた次の額を奨励金として交付 2立方メートル以上5立方メートル未満 10万円 5立方メートル以上10立方メートル未満 20万円 10立方メートル以上20立方メートル未満 40万円 20立方メートル以上 60万円	
○交付対象者	市内において自らの住宅を建築又は改築して居住する者	
○予算額	事業費 2,000千円	
○木材利用量の確認方法	使用木材明細の提出及び現地確認等	

項目	概要	備考
都道府県名	山口県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林水産部ぶちうまやまぐち推進課	
担当部署	農林水産部ぶちうまやまぐち推進課	
電話番号	083-933-3395	
事業名	やまぐち木の家づくり推進事業	
事業の概要		
【予算額】	27,695千円	
【補助要件】	県内に自らが居住するための新築の一戸建て住宅のうち、以下の条件を満たすもの。 ※増築については、増築部が以下の条件を満たすもの ○優良県産木材使用量が8m <sup>3</sup> 以上 ○短辺90mm以上の構造材に占める優良県産木材の使用割合が60%以上で以下のいずれかに該当 ・県産板材の使用量が100m <sup>2</sup> 以上 ・下地材等を加えた県産木材の割合が70%以上 ○住宅性能表示で次の3項目の基準を満たすもの ・耐震性：耐震等級2又は等級3又は免震建築物 ・耐久性：劣化対策等級3 ・省エネ性：断熱等性能等級5以上、一次エネルギー消費量等級6以上	
【補助金額】	250千円/棟	

項目	概要	備考
都道府県名	山口県	
市区町村名	山口市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林水産部 農林整備課	
担当部署	林業振興担当	
電話番号	083-934-2819	
事業名	山口市市内産木材利用促進事業	
事業の概要		
○予算額	5,000,000円(1件当たりの補助金額上限は250,000円)	
○助成条件(交付要件)	(1)山口市市内産木材を使用し、建築主自らが居住する目的で新築もしくは全部改装された戸建て住宅であること (2)山口市内に本店を置く工務店等による住宅の建築であること (3)住宅の建築場所が山口市内であること (4)使用する木材が山口市内産であることの証明が可能であること (5)山口県が実施する「やまぐち木の家づくり推進事業」において、令和7年度に補助金の額の確定を通知されていること (6)令和7年度末までに事業を完了すること	
○助成条件(交付対象者)	(1)建築主本人が居住する目的で建築し、居住または居住を誓約すること (2)建築主の住民票に記載される住所は、住宅が建築された場所であること (3)市税の滞納がないこと (4)使用する木材の産地となる山林及び立木が、建築主の所有でないこと	
○木材利用証明方法	市の木材使用明細書又は当該証明書と同様の事項を記載した書類の提出による	

項目	概要	備考
都道府県名	山口県	
市区町村名	萩市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	林政課	
電話番号	0838-25-4194	
事業名	地域産木材活用促進事業補助金	
事業の概要		
事業概要	住宅等の建築に萩市産の木材を使用する場合に補助金を交付するもの。	
予算額	7,000千円	
補助概要	1. 【補助対象者】住宅等の所有者 【補助対象経費】地域産木材の資材の購入に係る経費 【補助金額】5万円/m <sup>3</sup> (上限100万円/棟) 2. 【補助対象者】住宅等の施工業者 【補助対象経費】地域産木材の使用量に応じた金額 【補助金額】2万円/m <sup>3</sup> (上限40万円/棟)	
補助要件	1. 【補助対象者】①市内に住所を有する者又は1年以内に居住する予定者 ②萩市の他の補助金を受けていない者 ③市税等の滞納がない者 【補助対象経費】①萩市内に本店又は営業所を置く施工業者による萩市内の 住宅等の新築又は既存住宅等の増改築に係るもの ②地域産木材を1m <sup>3</sup> 以上使用するもの ③目に見える部分に地域産木材が使用されているもの 2. 【補助対象者】①市内に本店又は営業所を置く施工業者 ②市税等の滞納がない者 【補助対象経費】①山口県内で施工する住宅等の新築又は既存住宅等の増改築に係るもの ②地域産木材を1m <sup>3</sup> 以上使用するもの ③目に見える部分に地域産木材が使用されているもの ④完成見学会やSNS等で地域産木材をPRするための宣伝広告活動を行うもの	

項目	概要	備考
都道府県名	香川県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	環境森林部森林・林業政策課	
担当部署	環境森林部森林・林業政策課	
電話番号	087-832-3464	
事業名	「かがわヒノキ」住宅助成事業	
事業の概要	県産木材の認知度向上と利用促進を目的として、香川県産のヒノキ材(かがわヒノキ)を住宅に使った際に、県産木材購入の助成を行う。	
○補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に自ら居住するために木造住宅の新築、増築、改築またはリフォームを行う施主の方</li> <li>・「認証ヒノキ材」を使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等</li> </ul>	
	<p>※「認証ヒノキ材」とは、香川県産木材認証制度運営協議会(以下「協議会」という。)が「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証したヒノキ材をいう。</p>	
○補助金額	<p>認証ヒノキ材購入助成…「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり1万円及び「認証ヒノキ材」の内装材使用量1平方メートルあたり3千円</p> <p>特別加算……………内装材を除き、10立方メートルを超える「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり4万円</p> <p>展示用品助成……………「認証ヒノキ材」を使用した住宅であることを周知・PRするための展示用品の作成経費、購入経費、賃料等の2分の1以内(モデル住宅の場合)</p> <p>公開経費助成……………モデル住宅として一般に公開するために要する謝金や賃料、ハウスクリーニング代等の2分の1以内(モデル住宅の場合)</p>	
○上限額	<p>認証ヒノキ材購入助成、特別加算、展示用品助成及び公開経費助成を合わせて、1軒あたり50万円(ただし、内装材は30万円)</p>	
○条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内に自ら居住するための木造住宅を新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。</li> <li>2. 県税の滞納がないこと。</li> <li>3. 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。</li> <li>4. 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。</li> <li>5. 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。</li> <li>6. 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。(モデル住宅の場合)</li> <li>7. 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等の掲載に同意すること。(特別加算の場合)</li> <li>8. 県又は協議会が行う県産ヒノキのPR事業に協力すること。(特別加算の場合)</li> </ol> <p>※掲載内容は住宅の外観、内観、及び建築中の写真と、所在市町名、施工業者名、県産木材使用量とし、個人が特定できる情報の掲載はしない。</p>	
○予算額	8,500千円	

項目	概要	備考
都道府県名	香川県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	環境森林部森林・林業政策課	
担当部署	環境森林部森林・林業政策課	
電話番号	087-832-3464	
事業名	木とふれあう空間整備支援事業	
事業の概要		
病院、店舗、飲食店、観光施設、モデル住宅など、PR効果の高い公的スペースにおける木造施設建設や木質化に要する経費のうち、県産認証木材の購入経費等を助成。		
○補助対象者		
・県内に認証木材等を使用して木造施設建設や木質化をしようとする法人、各種団体、個人事業主、その他知事が適当と認めた者。		
○補助金額		
・認証木材等の購入経費及びこれらの施設に設置する認証木材等を使用した木製備品等購入経費の1/2以内		
・上記に加えて、モデル住宅(住宅展示場内)建築の場合のみ、認証木材のPR経費の1/2以内		
上限額:200万円 下限額:木造施設建設 60万円、木質化・モデル住宅(住宅展示場内)建築 30万円		
○条件		
・取組の内容が、県産木材のPR効果が高いと知事が認めるものであること。		
・補助金交付決定日以降に着工するもの。ただし、すでに着工している建築物について、本事業を活用しその一部の木質化等に取り組む場合は、補助金交付決定日以降県担当者により当該木質化等に未着工であるとの現地確認を受け、確認後、着工するものとする。		
・補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間は、補助対象施設の交付申請時における目的を変更又は終了しない計画であること。		
・本事業以外の補助金の受給がある場合、補助金の交付対象に重複がないこと。		
・本事業実施中及び終了後の施設において、認証木材等の利用を示す表示を行うこと。		
・政治的又は宗教的活動に資すると認められるものでないこと。		
○予算額 8,200千円		

項目	概要	備考
都道府県	愛媛県	
市区町村		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	農林水産部 森林局 林業政策課木材流通戦略係	
電話番号	089-912-2589 (係直通)	
事業名	えひめ材の家づくり促進支援事業	
事業の概要		
木材の最大の需要先である民間住宅に対して、良質な県産柱材または県産森林認証柱材を無償で提供し、安全で安心できる木造住宅の建築を推進することにより、県産材の需要拡大を通して、森林林業の再生を図ろうとするもの。		
○予算額:63,710千円		
○助成条件:県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等		
:地域材を主要部材に概ね80%以上使用		
:森林認証材の補助は上記地域材の条件に加えて、通柱、管柱に森林認証材を概ね80%以上使用		
:完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等 等		
○助成内容 :在来軸組工法に加え、令和7年度より枠組壁工法を新設 県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材や、ツーバイフォー材を対象 「在来軸組工法」		
・県産材の柱材(日本農林規格)1棟分(64本以内)を無償提供 (一般流通材198千円、森林認証材243千円)		
・梁、桁について、県産材を100%使用した場合、60千円の上乗せ助成あり。 「枠組壁工法」		
・ツーバイフォー材相当分の172千円を補助する		
○木材利用証明方法:納材証明書の提出及び事業主体である林材業振興会議が現場確認を実施		

項目	概要	備考
都道府県名	愛媛県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先		
担当部署	土木部 道路都市局 建築住宅課 宅地建物指導係	
電話番号	089-912-2758 (係直通)	
事業名	愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度	
事業の概要		
木造住宅の建設促進と地域材の利用拡大を目的とし、自らの居住のために、住宅の主要部材(土台、柱、梁等)に50%以上の地域材を使用した一戸建て住宅を新築又は購入する者に、最長5年間の利子補給を行う。		
○予算額: 108,715千円		
○助成条件: 地域材を住宅の主要部材に50%以上利用		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅部分の床面積が75m<sup>2</sup>以上</li> <li>・県内に事務所のある施工業者により建設</li> <li>・在来工法又は枠組工法により建設</li> <li>・指定金融機関の融資を受ける者</li> </ul>		
○利子補給率(借入金利の利率が以下の適用利率を下回る場合は、借入金利の利率が適用金利となる。)		
地域材利用率50%以上70%未満: 基本融資額(上限800万円)の残元金に対して年1.0%以内		
地域材利用率70%以上90%未満: 基本融資額の残元金に対して年1.2%以内		
地域材利用率90%以上: 基本融資額の残元金に対して年1.4%以内		
※三世代が同居する場合、上記基本融資額分において、利子補給率を0.2%上乗せする。		
えひめ優良木造住宅加算額(上限500万円)の残元金に対して年1.5%以内		
○木材利用証明方法: 地域材の利用状況について、(一社)県木材協議会が現場確認を行い、証明書を交付する。		

項目	概要	備考
都道府県名	高知県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	林業振興・環境部 木材産業振興課 需要拡大担当	
担当部署	木材産業振興課 需要拡大担当	
電話番号	088-821-4592	
事業名	こうちの木の住まいづくり助成事業	
事業の概要		
予 算 額 : 61,532千円 ((一)36,350千円、(国)25,182千円)		
補 助 対 象 経 費 : 新築による木造住宅を取得するための経費、内装木質化に要する経費、リフォームの経費のうち、高知県内産乾燥木材の購入に要する経費		
補 助 の 対 象 者 : 県税の滞納がない者であって、県内に建築される住宅を取得する者(個人に限る) 県内に自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行う者(個人に限る)		
補 助 対 象 住 宅 : (1)高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅であること (2)延べ面積の過半の用途が住宅であること (3)新築、増築の場合、基本部位に高知県内産乾燥木材を材積の80%以上使用すること リフォームの場合、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること 内装木質化の場合、内装化粧仕上材に高知県内産乾燥木材を使用すること (4)新築、増築の場合、瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅であること (5)住宅の引渡前又はリフォーム工事完了前に、助成事業申込書受理通知書の交付を受けていること		
補 助 額 : <積上補助タイプ> (1)～(5)の合計による(上限額100万円) (1)基本部位、その他の部位に使用する県内産JAS製品: 使用量1m <sup>3</sup> 当たり20,000円 (2)基本部位、その他の部位に使用する県内産JAS製品以外: 使用量1m <sup>3</sup> 当たり11,000円 (3)内装化粧仕上材: 使用面積1m <sup>2</sup> 当たり2,000円 (4)長期優良認定住宅の場合、1棟あたり10万円を加算 (5)児童手当を受ける児童が2人以上いる場合は、(3)で算出された金額を加算 <定額補助タイプ> ・補助対象経費が重複する国の補助事業を利用し、新築又は増築する場合に限り、定額10万円を交付		
木 材 利 用 証 明 方 法 合法木材供給事業者の記名押印による木材使用明細書兼合法木材証明書 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿 補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真		

項目	概要	備考
都道府県名	佐賀県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	県土整備部建築住宅課	
担当部署	同上	
電話番号	0952-25-7165	
事業名	佐賀の木すまいまちづくり推進事業	

#### 事業の概要

佐賀の木・家・まちづくり協議会の取組に対する支援 補助額(2, 666千円)

#### 目的

住宅・まちづくり・林業・行政等で構成される「佐賀の木・家・まちづくり協議会」が行う「住まいづくりやまちづくり」に関する取組に対して支援を行うことにより、県民等に対する住まいづくり・まちづくりに関する様々な情報提供等の活動を通して、県民の豊かな住生活の実現を図る

#### 事業内容

「佐賀の木・家・まちづくり協議会」が行う「住まいづくり」や「まちづくり」に関する事業に対して支援を行う。

(1)実施主体： 佐賀の木・家・まちづくり協議会(住宅・まちづくり・林業・行政等の30団体で構成)

(2)団体の設置目的： 県民に住まいづくり・まちづくりに関する様々な情報提供等の活動を通して、県民の豊かな住生活の実現を図るため、

住宅関連業界や森林・木材業界、建築設計業界、行政等と県民が連携、協働して、住まいづくり・まちづくりを推進することを目的とする

(3)取組の柱： ①県民への住まい、まちづくりに関する情報提供 ②地域の住宅産業の振興 ③地域の住文化、まちづくりの推進

(4)補助事業の概要： 協議会が行う、「佐賀の住まいまちづくり推進事業に要する経費」の2／3を補助(負担割合：国4.5／10、県5.5／10)

#### 佐賀の木・家・まちづくり協議会のうち木造住宅振興に関する事業

##### 【県民への住まい・まちづくりに関する情報提供】

###### ○佐賀県木造塾

木造住宅の取得を考えている県民へ、「佐賀の木」の持つ魅力や性能、住宅における木材の使い方などを勉強してもらう講座、現場見学会、木造の良さをPRするセミナー等を実施

###### ○佐賀の木・家・リニューアル・まちづくり賞(隔年開催)

県内の住環境形成の手本となる建築物や街並みを公募し、選考委員会で審査し、佐賀の木・家賞、佐賀のリニューアル賞、佐賀のまちづくり賞の部門別に選定し、

受賞した建物やまちなみの建設・整備に貢献した団体、企業、個人などを表彰

##### 【地域の住宅産業の振興】

###### ○さがの木で町並みづくり(内装・外構編)事業

住まいが和むみ温かい景観になるよう、住宅の外構に佐賀県産木材を使用し、佐賀県産木材の消費促進を目指した取り組みを実施

PR活動のための商品開発やサンプルの作成を実施

##### 【地域の住文化・まちづくりの推進】

###### ○県下工業高等学校建築学科建築設計競技

次代の住まいづくりの担い手を育成するため、県内の工業高校で建築を学んでいる高校生を対象にした設計競技を実施

###### ○次世代の文化的資源活用まちづくりシンポジウム

地域の文化的資源を活用したサステイナブルな(持続可能な)まちづくりを行うには、地域主体の強い体制が不可欠となるため、

一般県民を対象に国内外から講師を招き、歴史的環境の保全・活用等に関するシンポジウムを実施する

###### ○佐賀県木造住宅祭

木造軸組の棟上げ実演披露や木工教室・左官実演・かんな削り体験などのイベントを通じて、県民に大工・左官の技術をアピールし、木造住宅の普及につなげる

木造軸組の棟上げ実演披露やかんな削り体験等で使用する木材の更新を実施

###### ○佐賀の木・家・リニューアル・まちづくり賞受賞施設見学会(隔年開催)

次代の住まいづくりの担い手を育成するため、県内工業高校で建築を学ぶ学生を対象に、「佐賀の木・家・リニューアル・まちづくり賞」の受賞施設の見学会を実施

項目	概要	備考
都道府県	熊本県	
市区町村		
問い合わせ先	農林水産部森林局林業振興課	
担当部署	くまもと木材利活用推進班	
電話番号	096-333-2448	
事業名	くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業	
事業の概要		
事業期間:R7		
予算額:9,274千円		
●住宅等への県産木材提供事業		
木造住宅並びに公共性の高い建築物の新築および増改築を行う場合、建築に必要な木材の一部について、県産木材の提供を行う。		
【補助対象】県内に事業所を置く工務店等		
【募集戸数】		
・一般住宅20棟		
・伝統構法による住宅3棟		
・事業所 3棟		
【補助上限(1棟当たり)※相当額の県産材を提供】		
・一般住宅 189千円		
・三世代住宅 252千円		
・伝統構法による住宅 252千円		
・事業所 567千円		
●顔の見える木材での家づくり		
県産材提供を行う工務店等のうち、施主を山に連れていく産地見学会等の実施を希望する者を支援する場合に補助を行う。		
【補助対象】県内に事業所を置く工務店等		
【募集数】 1か所		
【補助上限】500千円		
●県産緑化木提供事業		
上記の県産木材の提供を受ける工務店等に、併せて緑化木の提供を行う。		
【補助上限(1棟当たり)※相当額の緑化木を提供】		
・一般住宅 12千円		
・三世代住宅 20千円		

項目	概要	備考
都道府県名	熊本県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	農林水産部森林局林業振興課	
担当部署	くまもと木材利活用推進班	
電話番号	096-333-2448	
事業名	都市の木造化推進モデル事業	
事業の概要		
事業期間 令和7年度		
予算額 5,000千円		
【内容】		
県産材を使った他施設のモデルとなる非住宅・民間木造建築物の整備等に対する支援		
【実施主体】		
建築主となる民間事業者		
【補助対象物件】		
次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの		
(1)構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね5割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。 また、補助対象とする部分に使用する木材使用数量(材積)の5割以上が県産材であること。		
(2)階数が3以上(地階を除く)かつ延べ面積が300 m <sup>2</sup> を超えるものであること。		
(3)住宅以外の民間建築物で、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの。 (集会場、病院・診療所、ホテル、旅館、飲食店、児童福祉施設、学校、体育館、図書館、店舗、事務所 等) ただし、上記用途と住宅を組み合わせた併用住宅については、住居部分の床面積がのべ面積に占める割合の4割未満である場合に限り対象とする。		
(4)多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に係る取組として、現場見学会等の実施や炭素貯蔵量の表示、情報公開への協力等、実施要領に定める要件の全てを満足するものであること。		
【補助対象経費・補助額】		
補助対象建築物の整備等に要する経費のうち、下記の経費とする。なお、補助金額は補助対象物件1件当たり500万円を上限とする。		
・実施設計費(対象経費の1/2以内)		
・工事費(定額)		
・普及啓発費(50万円以内)		
※その他、詳細は熊本県HP( <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/92/218048.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/92/218048.html</a> )を確認いただくか、上記問い合わせ先までお尋ねください。		

項目	概要	備考
都道府県名	宮崎県	
市区町村名		都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室	
担当部署	木材利用拡大担当	
電話番号	0985-26-7156	
事業名	みやざき木のある暮らし促進事業	
事業の概要		
事業期間	令和7~9年度	
予算額	2,200千円	
1. みやざき材の家づくり普及促進事業		
・対象先	みやざき材の家づくりネットワーク部会会員、みやざき材の家推進工務店	
・助成条件	産直団体は次のいずれも満たすものとする。 ア 県産材活用住宅の建築又は県産材の利用拡大に取り組む3社以上の企業・団体が規約等を定め構成する者であること イ 産直団体の事務局は県内に所在し、かつ、県産材は構成員のうち県内に本社を置く企業・団体が供給していること ・補助対象経費 次に掲げるみやざき材を活用した住宅を普及させるためのPR活動に要する経費の3分の1の額以内で、20万円を上限とする。ただし、産直団体は40万円を上限とする。 ア 住宅建築希望者を対象としたみやざき材を活用した住宅の見学会の開催 イ 広告、イベント等によるみやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動 ・木材利用証明方法 県産材等使用証明書を徴求する。(木材配給事業者が作成するもの)	
2. 県産材フェアの開催等		
・概要	一般消費者を対象とした県産材住宅フェアの開催や、宮崎県産材を積極的に活用した住宅の建設に取り組む工務店等の登録制度、みやざき材炭素貯蔵量認証制度の運営を行う。	

項目	概要	備考
都道府県	鹿児島県	
市区町村	出水市	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	出水市役所	
担当部署	建築住宅課	
電話番号	0996-63-4066	
事業名	出水市住宅エコ建築工事促進事業	
事業の概要		
【助成対象】		
■新築		
・住宅所有者		
【助成内容】		
■新築40万円(300万円以上を対象)		
【助成要件(申込資格)】		
■新築		
・出水市に住所を有する者		
・施主の所有で、かつ自らの居住のために建築したもの。		
・ZEH水準を満たしている木造の住宅		
・業者と補助対象者の両者とも市税の未納がない者		

項目	概要	備考
都道府県	鹿児島県	
市区町村	屋久島町	都道府県の場合は記載不要
問い合わせ先	屋久島町役場	
担当部署	産業振興課	
電話番号	0997-43-5900	
事業名	島内産材需要拡大対策事業	
事業の概要		
【助成対象】		
■木造住宅等の建築		
【助成内容】		
■補助金15,000円/m <sup>3</sup> とし、40万円を上限		
【助成要件(申込資格)】		
■構造材に屋久島産材(認証された製材品)を80%以上使用して住宅等を新築する大工・工務店		
■屋久島産材(認証された製材品)を5m <sup>3</sup> 以上使用して住宅等を増改築する大工・工務店		